OKAYAMA GUARANTEE REPORT 2020

岡山県信用保証協会

Contents

ごあいさつ…… 1

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業者への支援…… 2

事業承継特別保証 …… 6

岡山県信用保証協会の概要

経営理念、経営ビジョン、プロフィール、商標・会章（シンボルマーク）…… 8
沿革 …… 9
役員構成 ……10
組織 ……11

コンプライアンスの取組……12

個人情報の取扱いについて……14

信用保証のしくみ ……18

創業支援・経営支援・再生支援の取組 …… 20

広報活動・社会貢献活動の取組 …… 24

信用保証の状況

事業概況推移 …… 26
金融機関群別動向 …… 28
業種別動向 …… 29
融資制度別動向 …… 30

令和元年度事業報告

当年度の業績 …… 31
収支計算書 …… 32
貸借対照表 …… 33
基本財産の推移、基本財産の構成 ……34

平成30年度～令和2年度中期事業計画…. 35

令和2年度経営計画 ……36

※統計資料の個々の金額は、四捨五入し千円単位・百万単位にしていますので、個々の金額の合計と、合計欄の金額が一致しない場合があります。

※構成比の数字は、小数点第二位を四捨五入していますので、個々の構成比の合計が、100%にならない場合があります。

信用保証をご利用になる皆さまへ　暴力団等の反社会的勢力とは取引いたしません！

岡山県信用保証協会は、反社会的勢力に関わる企業等は信用保証の対象としておらず、反社会的勢力とは一切の関係を遮断します。

反社会的勢力とは

- ●暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業等
- ●暴力団員ではなくなった時から５年を経過しない者
- ●暴力団等と密接な関係を有する者（いわゆる共生者、密接交際者）
- ●自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為や法的な責任を超えた不当な要求行為等を行う者

信用保証の申込みに当たっては、申込人及び保証人が反社会的勢力等に該当しないこと、またはそれに類する行為を現在かつ将来にわたり行わないこと等を表明確約する旨の書類の提出をお願いいたします。

ごあいさつ

会　長　足羽　憲治

岡山県信用保証協会の業務運営につきましては、平素から格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび、「岡山県信用保証協会レポート2020」を刊行いたしました。

本誌では、令和元年度の経営計画に沿った取組や業務実績、また、新たに策定いたしました「令和2年度経営計画」の概要などをとりまとめし掲載しておりますので、是非ご一読いただき経営上の参考にしていただければ幸いです。

さて、最近の我が国の景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、個人消費の急速な減少や雇用環境の急速な悪化、さらには製造業を支える貿易も激減し、内外需ともに壊滅的な打撃を受けていることから、幅広い業種に急激な業績悪化がみられるなど、過去に例を見ない極めて厳しい状況となっています。

この戦後最大の危機とも言われる中において、保証協会は金融機関や関係機関の皆様との緊密な連携のもと、中小企業者の資金繰りに重大な支障が生じないよう、最大限のスピードをもって、個別企業の実情に応じた十分な対応に努めなければならないと考えております。

また、創業、経営改善、事業承継等、さまざまな課題を抱える中小企業者等へも、引き続き、きめ細かな各種支援に取り組むことで、「ガンバル中小企業者の可能性を力強くアシストする信用保証協会」を目指してまいります。

これまでも保証協会は、大規模な経済危機や災害等の際に地域金融におけるセーフティネットの役割を果たしてまいりましたが、今まさに保証協会の存在そのものの真価が問われる時となっています。保証協会の重要な役割を役職員が一丸となって果たしていくことで、地域中小企業者の持続的発展を応援してまいりますので、引き続き、皆様のより一層のお力添えとご利用を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

令和2年6月

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業者への支援

当協会は新型コロナウイルス感染症の影響を受けられた中小企業者の皆さまの支援を行っております。

●岡山県融資制度「岡山県新型コロナウイルス感染症対応資金」について

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業者への資金繰り支援として、実質無利子（当初３年間）・無担保・据置期間最大5年・保証料減免の融資制度が創設されました。一定の要件を満たせば本制度で借入済みの岡山県信用保証協会の保証付き融資を借り換えることも可能です。

令和2年5月22日申込受付分から「医業を主たる事業とする法人(医療法人を含む)」及び「NPO 法人」が融資対象者に追加されました。

融資対象者	新型コロナウイルス感染症の影響で、最近１か月間の売上高等が前年同月比５％以上減少しており、かつ、その後の２か月を含む３か月間の売上高等が、前年同期比で５％以上減少することが見込まれるとして、市町村長からセーフティネット保証４号、セーフティネット保証５号又は危機関連保証に該当する旨の認定を受けた中小企業者等
融資限度額	3,000万円
融資期間	10年以内（うち据置期間5年以内）
融資利率	個人事業主（小規模）（※） （1）セーフティネット保証４号又は危機関連保証 ・**当初3年間　金利ゼロ**　3年経過後　年1.15％以内 （2）セーフティネット保証５号 ・**当初3年間　金利ゼロ**　3年経過後　年1.65％以内 売上高等減少率15％以上で、一定の借換要件を満たす場合は、年1.15％以内
	個人事業主（小規模以外）・法人 （1）セーフティネット保証４号又は危機関連保証 ・**当初3年間　金利ゼロ**　3年経過後　年1.15％以内 （2）セーフティネット保証５号 ・売上高等減少率5％以上15％未満　年1.65％以内(県からの利子補助はありません) ・売上高等減少率15％以上で、一定の借換要件を満たす場合 **当初3年間　金利ゼロ**　3年経過後　年1.15％以内
保証料率	個人事業主（小規模）（※） ・売上高等減少率５％以上　　**保証料ゼロ**
	個人事業主（小規模以外）・法人 （1）売上高等減少率５％以上15％未満　　年0.425％ ・一定の条件下で連帯保証人を付さない場合は年0.525％ （2）売上高等減少率15％以上　　**保証料ゼロ**
	条件変更に伴い追加して生じる信用保証料については年0.85％ ・一定の条件下で連帯保証人を付さない場合は年1.05％
担保及び保証人	【担　保】必要ありません。 【保証人】原則として法人代表者以外必要ありません。 また一定の要件を満たせば保証人は必要ありません。
備考	危機関連保証を利用する場合は、市町村長の認定書を、セーフティネット保証を利用する場合は、新型コロナウイルス感染症に関する経営安定関連保証認定書を提出してください。認定書はコピーで差し支えありません。
取扱期間	申込受付日が令和２年５月１日から令和２年12月31日まで （融資実行日が令和３年１月31日まで）

（※）「個人事業主（小規模）」とは、次の個人事業主をいいます。
卸売業、小売業及びサービス業（宿泊業・娯楽業を除く）は、常時使用する従業員が5名以下
その他の業種は、常時使用する従業員が20名以下

●経営安定関連保証（セーフティネット保証）4号について

概　　要	幅広い業種で影響が生じている地域について、通常の保証限度額（最大2.8億円）とは別枠（最大2.8億円、5号と同枠）で借入債務の100％を保証する制度
対象地域	全都道府県
融資対象者	次の全ての要件に該当する方 （1）対象地域において1年間以上継続して事業を行っている中小企業者 （2）直近1か月の売上高又は販売数量（建設業では完成工事高又は受注残高）が前年同月比20％以上減少の実績があり、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期比20％以上減少が見込まれる ※売上高等の減少について、市町村長の認定が必要です
融資利率	金融機関所定の利率
信用保証料率	年0.80％　（無担保保険、普通保険）、年0.70％（特別小口保険）
備　　考	セーフティネット保証を利用する場合は、新型コロナウイルス感染症に関する経営安定関連保証認定書を提出してください。認定書はコピーで差し支えありません。

●経営安定関連保証（セーフティネット保証）5号について

概　　要	特に重大な影響が生じている業種について、通常の保証限度額（最大2.8億円）とは別枠（最大2.8億円、4号と同枠）で借入債務を保証する制度
対象業種	全業種
融資対象者	次の全ての要件に該当する方 （1）対象業種に属する中小企業者 （2）新型コロナウイルス感染症の影響により、直近1か月の売上高又は販売数量（建設業では完成工事高又は受注残高）が前年同月比5％以上減少の実績があり、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期比5％以上減少が見込まれる ※売上高等の減少について、市町村長の認定が必要です
融資利率	金融機関所定の利率
信用保証料率	年0.70％　（無担保保険、普通保険、特別小口保険）
備　　考	セーフティネット保証を利用する場合は、新型コロナウイルス感染症に関する経営安定関連保証認定書を提出してください。認定書はコピーで差し支えありません。

●危機関連保証について

概　　要	突発的に生じた大規模な経済危機、災害等により、著しい信用収縮が生じた全国・全業種の中小企業者（保証対象業種に限る）を対象として、通常の保証限度額（最大2.8億円）及びセーフティネット保証の保証限度額（最大2.8億円）とは別枠（最大2.8億円）で借入債務の100％を保証する制度
融資対象者	次の全ての要件に該当する方 （1）金融取引に支障をきたしており、金融取引の正常化を図るため、資金調達が必要となっている （2）直近1か月の売上高又は販売数量（建設業では完成工事高又は受注残高）が前年同月比15％以上減少の実績があり、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期比15％以上減少が見込まれる ※売上高等の減少について、市町村長の認定が必要です
融資利率	金融機関所定の利率
保証料率	年0.70％（無担保保険、普通保険）、年0.60％（特別小口保険）
備　　考	危機関連保証を利用する場合は市町村長の認定書を提出してください。認定書はコピーで差し支えありません。

●岡山県融資制度「経済変動対策資金」について

融資対象者	次のいずれかに該当し、経営の安定に支障をきたしている中小企業者または組合 （1）セーフティネット保証4号又は5号に該当する旨の認定を受けている （2）新型コロナウイルス感染症の影響により、最近１か月の売上高等又は利益率が前年同月比５％以上減少しており、かつ、その後の２か月を含む３か月間の売上高等又は利益率の月平均が、前年同期比で５％以上減少することが見込まれる
融資限度額	8,000万円
融資期間	10年以内（うち据置期間2年以内）
融資利率	年1.65％以内
保証料率	年0.45％～1.52％
備考	セーフティネット保証を利用する場合は、新型コロナウイルス感染症に関する経営安定関連保証認定書を提出してください。認定書はコピーで差し支えありません。

●岡山県融資制度「危機対策資金」について

融資対象者	次のいずれかに該当する中小企業者または組合 （1）危機関連保証に該当する旨の認定を受けている （2）セーフティネット保証4号に該当する旨の認定を受けている
融資限度額	8,000万円（既存の危機対策資金と合算）
融資期間	10年以内（うち据置期間2年以内）
融資利率	年1.15％以内
保証料率	年0.70％（危機関連保証に該当し、認定を受けた場合） 年0.80％（セーフティネット保証4号の場合）
備考	危機関連保証を利用する場合は市町村長の認定書を、セーフティネット保証4号を利用する場合は、新型コロナウイルス感染症に関する経営安定関連保証認定書を提出してください。認定書はコピーで差し支えありません。

●岡山市融資制度「体質改善資金」について

融資対象者	新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1か月間の売上げが前年の同じ時期に比べ5％以上減少しており、かつ、その後の2か月間を含む3か月間の売上高が前年同時期に比べ5％以上減少が見込まれ、市長の認定を受けた市内中小企業者等
融資限度額	5,000万円（既存の体質改善資金と合算）
融資期間	10年以内（うち据置期間1年以内）
融資利率	年1.31％
保証料率	年0.45％～1.76％ 年0.70％（セーフティネット保証（責任共有対象）の場合） 年0.80％（セーフティネット保証（責任共有対象外）の場合）
備考	岡山市長が認定した、岡山市中小企業体質改善資金融資認定申請書（新型コロナウイルス）を提出してください。セーフティネット保証を利用する場合は、新型コロナウイルス感染症に関する経営安定関連保証認定書を提出してください。認定書はコピーで差し支えありません。

●津山市融資制度「小口資金」について

融資対象者	新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1か月間の売上げが前年の同じ時期に比べ5%以上減少しており、かつ、その後の2か月間を含む3か月間の売上高が前年同時期に比べ5%以上減少することが見込まれる中小企業者等
融資限度額	500万円（既存の津山市中小企業融資と合算で3,500万円まで）
融資期間	10年以内（うち据置期間2年以内）
融資利率	年1.80%
保証料率	年0.25%～1.32% 小規模企業資金割引の適用により所定保証料率より0.2%引き下げた保証料率となります。

●経営相談窓口・休日電話相談窓口の設置

窓口営業時間　平日　月曜日～金曜日（祝日を除く）　午前9時～午後5時10分

担当窓口	住所	電話番号	担当地域
本所 保証経営支援部	岡山市北区野田 2-12-23	086-243-1122	岡山市、玉野市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町、吉備中央町
倉敷支所	倉敷市大島 54-2	086-425-3103	倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町
津山支所	津山市大手町 3-4	0868-22-7276	津山市、真庭市、美作市、鏡野町、美咲町、久米南町、奈義町、勝央町、新庄村、西粟倉村

休日電話窓口時間　土曜日、日曜日、祝日　午前9時～午後5時10分

担当窓口	電話番号	担当地域
本所　保証経営支援部	086-243-1122	岡山県全域

※休日電話経営相談については、本所にて受付しております。

●新型コロナウイルス感染症に関する経済産業省からのお知らせ

経済産業省のホームページでは、新型コロナウイルス感染症による企業への影響を緩和し、企業を支援するための施策等、様々な情報が掲載されています。(https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html)

事業承継特別保証

事業承継時に経営者保証を求めないことで事業承継が円滑に進むよう積極的に支援する保証制度です。

制度の特徴

●事業承継時に利用可能です。(事業承継後にも利用ができる場合もあります。)
●経営者保証が不要です。
●経営者保証コーディネーター(注1)による確認を受けた場合、信用保証料率を大幅に軽減します。
●経営者保証ありの既存の借入金を借換することができます。(本制度で経営者保証が不要になります。)

(注1)事業承継ネットワーク地域事務局等が雇用する専門家です。

ご利用いただける方

次の (1) 又は (2) に該当し、かつ、(3) に該当する中小企業者

(1) 保証協会の保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人
(2) 令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日(注2)から3年を経過していないもの
(3) 次の①から④までに定める全ての要件を満たすこと。なお、①から③までについては、保証協会への申込日の直前の決算によるものとし、④については、保証協会への申込時に満たしていること。
①資産超過である
②EBITDA有利子負債倍率(注3)が10倍以内である
③法人・個人の分離がなされている
④返済緩和している借入金がない

(注2)事業承継日とは、登記事項証明書における代表者就任日
(注3)EBITDA有利子負債倍率=(借入金・社債−現預金)÷(営業利益+減価償却費)

制度の概要

資金使途

事業資金
借入金(個人保証あり)の借換が可能です。
(ただし、一定の期間内に事業承継を実施した法人に対しては、事業承継前の借入金(個人保証あり)に係る借換資金に限ります。)

保証限度額

	一企業者	組　合
普通保険	2億円以内	4億円以内
無担保保険	8,000万円以内	8,000万円以内
合　計	2億8,000万円以内	4億8,000万円以内

保証期間

●一括返済の場合　　1年以内
●分割返済の場合　　10年以内（据置期間は1年以内）

貸付金利

金融機関所定の利率

信用保証料率

信用保証料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
(1)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
(2)	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20

(1) 基準保証料率
(2) 経営者保証コーディネーターによる確認を受けた場合

返済方法

一括返済又は分割返済

連帯保証人

必要ありません。

担保

必要に応じ差し入れていただきます。

申込方法

金融機関経由(与信取引のある金融機関に限ります。)

添付書類

保証協会所定の申込資料のほか、次の資料が必要です。
●事業承継計画書(申込の都度必要)
●財務要件等確認書(申込の都度必要)
●借換債務等確認書(既往借入金を借り換える場合)
●他行借換依頼書兼確認書
(既往借入金を借り換える場合で、申込金融機関以外からの借入金を含む場合)
●事業承継時判断材料チェックシート
(経営者保証コーディネーターによる確認を受け、上記0.20%～1.15%の信用保証料率の適用を受ける場合)

岡山県信用保証協会の概要

経営理念

私たち岡山県信用保証協会は、中小企業者の皆さまとともに歩み、未来への可能性と創造力を積極的に支援し、地域社会の発展に貢献いたします。

経営ビジョン

「ガンバル中小企業者の可能性を力強くアシストする信用保証協会」を目指します。

プロフィール

【令和2年3月31日現在】

根拠法律	信用保証協会法(昭和28年8月10日法律第196号)
設立	昭和23年10月25日
目的	本協会は、中小企業者等のために信用保証の業務を行い、もってこれらの者に対する金融の円滑化を図ることを目的とする。 (岡山県信用保証協会定款第1条)
基本財産	34,486百万円
保証債務残高	件数　32,369件 金額　259,875百万円
利用企業者数	15,792企業
役職員数	常勤役員5名　職員82名
事務所	本所　岡山市北区野田二丁目12番23号 倉敷支所　倉敷市大島54番地2 津山支所　津山市大手町3番の4

商標・会章(シンボルマーク)

OKAYAMA GUARANTEE
岡山県信用保証協会

お客様に安心して当協会のサービスを利用していただくために、平成24年6月22日、上記商標を登録いたしました。

協会名の左側にあるブルーの会章(シンボルマーク)は、岡山県信用保証協会の頭文字(OSH)を組み合わせて鳥に図案化し、大きく羽ばたき無限の発展をはかろうという願いをこめたものです。

沿革

年　月　日	内　容
昭和23年10月25日	創立総会
昭和23年11月９日	社団法人岡山県信用保証協会設立認可
昭和23年11月22日	業務開始
昭和25年３月31日	財団法人岡山県信用保証協会設立認可
昭和28年８月10日	信用保証協会法公布施行
昭和29年３月31日	信用保証協会法に基づく認可法人に組織変更
昭和33年７月29日	保証債務残高10億円突破
昭和34年５月１日	児島支所開設
昭和34年５月15日	津山支所開設
昭和36年10月31日	保証債務残高30億円突破
昭和39年10月15日	井原支所開設
昭和40年12月８日	保証債務残高100億円突破
昭和42年10月16日	高梁支所開設
昭和43年６月24日	保証債務残高200億円突破
昭和48年８月20日	倉敷支所開設
昭和49年３月18日	本所事務所新築移転（岡山市野田）
昭和50年３月26日	保証債務残高1,000億円突破
昭和51年10月１日	備前支所開設
平成３年３月31日	保証債務残高2,000億円突破
平成８年11月30日	保証債務残高3,000億円突破
平成９年４月１日	高梁支所を倉敷支所に統合
平成10年12月29日	保証債務残高4,000億円突破
平成13年１月25日	保証協会債権回収株式会社設立（本社 東京）
平成13年４月10日	保証協会債権回収株式会社岡山営業所　事業開始
平成18年４月１日	備前支所を本所に統合
平成19年３月５日	倉敷支所事務所新築移転（倉敷市大島）
平成19年４月１日	児島支所を倉敷支所に統合
	井原支所を倉敷支所に統合
平成21年１月５日	新電算システム（グローバルネクスト）稼動
平成22年１月４日	津山支所事務所新築
平成30年４月27日	本所事務所外壁工事　竣工
平成31年３月31日	保証協会債権回収株式会社岡山営業所　事業休止

役員構成

【令和2年3月31日現在】

役　　職	氏　　名	常勤･非常勤	出身母体又は現職
会　　長	足羽憲治	常　勤	常勤
専務理事	太田増人	常　勤	常勤
常務理事	菱川邦弘	常　勤	常勤
常勤理事	井原英二	常　勤	常勤
理　　事	小林健二	非常勤	岡山県産業労働部長
理　　事	片岡聡一	非常勤	岡山県市長会会長
理　　事	山崎親男	非常勤	岡山県町村会会長
理　　事	天野　学	非常勤	岡山県議会議員
理　　事	小田春人	非常勤	岡山県議会議員
理　　事	加藤貞則	非常勤	株式会社中国銀行取締役頭取
理　　事	髙木晶悟	非常勤	株式会社トマト銀行取締役社長
理　　事	桑田真治	非常勤	岡山県信用金庫協会会長
理　　事	山本國春	非常勤	岡山県信用組合協会会長
理　　事	松田　久	非常勤	岡山県商工会議所連合会会長
理　　事	畫田眞三	非常勤	岡山県中小企業団体中央会会長
理　　事	金谷征正	非常勤	岡山県商工会連合会会長
常勤監事	鈴木克仁	常　勤	常勤
監　　事	吉田光宏	非常勤	岡山県産業労働部次長
監　　事	福原一義	非常勤	公認会計士・税理士

組織

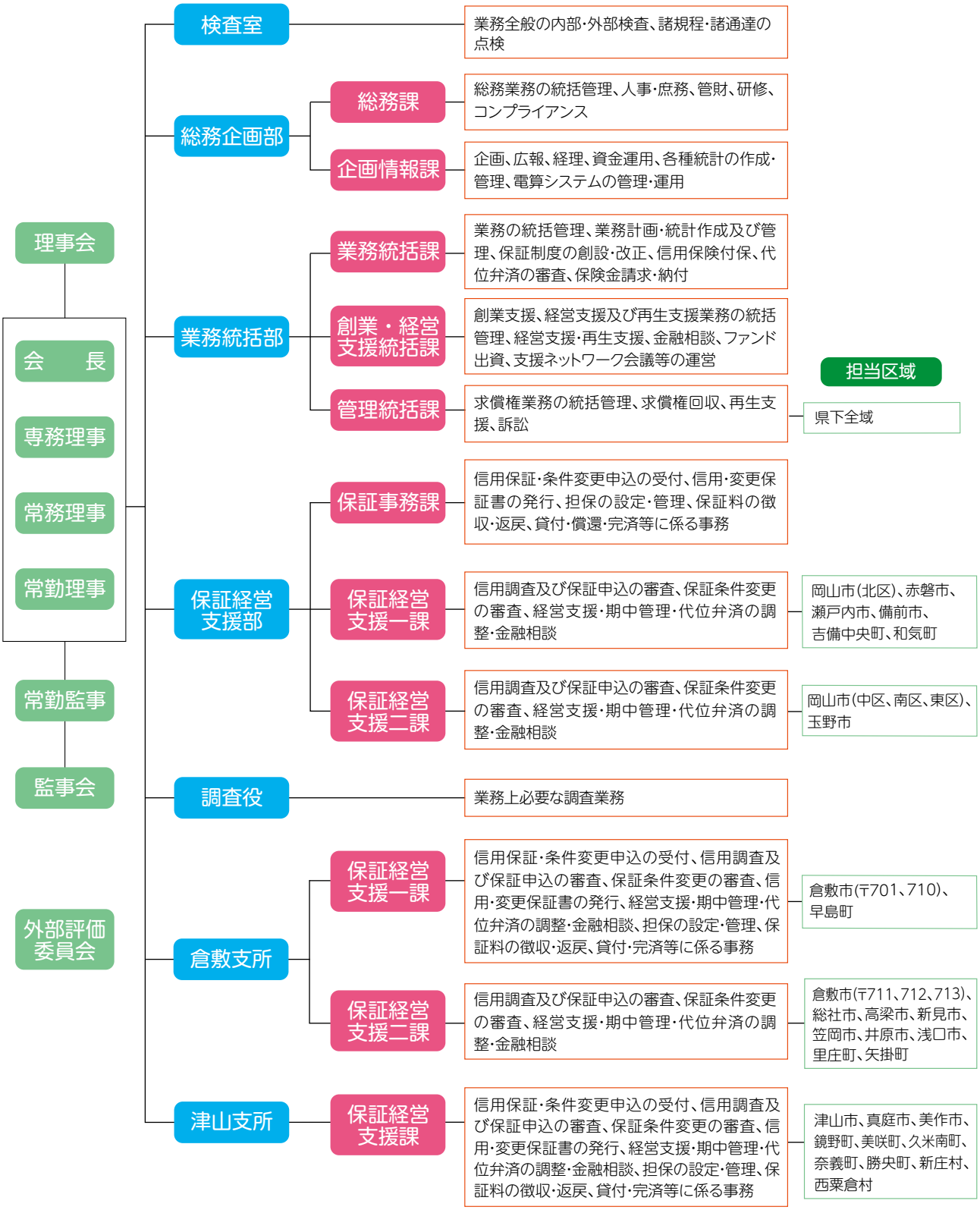
理事会
会　長
専務理事
常務理事
常勤理事
常勤監事
監事会
外部評価委員会
検査室
業務全般の内部・外部検査、諸規程・諸通達の点検
総務企画部
総務課
総務業務の統括管理、人事・庶務、管財、研修、コンプライアンス
企画情報課
企画、広報、経理、資金運用、各種統計の作成・管理、電算システムの管理・運用
業務統括部
業務統括課
業務の統括管理、業務計画・統計作成及び管理、保証制度の創設・改正、信用保険付保、代位弁済の審査、保険金請求・納付
創業・経営支援統括課
創業支援、経営支援及び再生支援業務の統括管理、経営支援・再生支援、金融相談、ファンド出資、支援ネットワーク会議等の運営
管理統括課
求償権業務の統括管理、求償権回収、再生支援、訴訟
担当区域
県下全域
保証経営支援部
保証事務課
信用保証・条件変更申込の受付、信用・変更保証書の発行、担保の設定・管理、保証料の徴収・返戻、貸付・償還・完済等に係る事務
保証経営支援一課
信用調査及び保証申込の審査、保証条件変更の審査、経営支援・期中管理・代位弁済の調整・金融相談
岡山市(北区)、赤磐市、瀬戸内市、備前市、吉備中央町、和気町
保証経営支援二課
信用調査及び保証申込の審査、保証条件変更の審査、経営支援・期中管理・代位弁済の調整・金融相談
岡山市(中区、南区、東区)、玉野市
調査役
業務上必要な調査業務
倉敷支所
保証経営支援一課
信用保証・条件変更申込の受付、信用調査及び保証申込の審査、保証条件変更の審査、信用・変更保証書の発行、経営支援・期中管理・代位弁済の調整・金融相談、担保の設定・管理、保証料の徴収・返戻、貸付・完済等に係る事務
倉敷市(〒701、710)、早島町
保証経営支援二課
信用調査及び保証申込の審査、保証条件変更の審査、経営支援・期中管理・代位弁済の調整・金融相談
倉敷市(〒711、712、713)、総社市、高梁市、新見市、笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、矢掛町
津山支所
保証経営支援課
信用保証・条件変更申込の受付、信用調査及び保証申込の審査、保証条件変更の審査、信用・変更保証書の発行、経営支援・期中管理・代位弁済の調整・金融相談、担保の設定・管理、保証料の徴収・返戻、貸付・完済等に係る事務
津山市、真庭市、美作市、鏡野町、美咲町、久米南町、奈義町、勝央町、新庄村、西粟倉村

コンプライアンスの取組

協会は、基本的業務に鑑み、社会的信用そのものが運営管理の基本であるため、公共的使命に反し、その信用を損なうことのないよう、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、誠実かつ公正な事業活動を遂行することが必要です。

コンプライアンスとは、「役職員一人ひとりが、信用保証協会の公共性、社会的使命を十分に自覚し、法令をはじめ岡山県信用保証協会の就業規則及び諸規程さらには確立された社会的規範にいたるまでのあらゆるルールを遵守して、業務を正確に処理し円滑に遂行すること」であり、同時に、業務運営のあらゆる局面で生じるリスクを事前に防止するという極めて重要なリスク管理機能をあわせ持っています。

これらを実践していくために、当協会では倫理憲章、行動規範及びコンプライアンス推進体制等を盛り込んだ「岡山県信用保証協会コンプライアンス・マニュアル」を策定しています。

信用保証協会倫理憲章

公共性と社会的責任
信用保証協会の公共性と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて信頼の確立を図ります。

質の高い信用保証サービス
経営の効率化に努め、創意と工夫を活かした質の高い信用保証サービスの提供を通じて、地域経済の発展に貢献します。

法令やルールの厳格な遵守
あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な事業活動を遂行します。

反社会的勢力との対決
市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決します。

地域社会に対する貢献
広く住民とのコミュニケーションを図りながら地域社会への貢献に努めます。

行動規範

法令・ルール等の遵守
職務を遂行するにあたって、法令や業務に関わる諸規程・ルール等を遵守します。また、一般人として守るべき法令及び社会的規範を遵守し、倫理観、正義感をもって行動します。

誠実な職務の遂行
約束を守ることはもちろん、お客様との間の契約における義務、当然に果たさなければならない義務は誠実に履行します。

守秘義務の履行
情報が外部に漏洩しないように細心の注意を払います。

職務上の地位と関係者との付き合い
勤務中に私的目的と疑われるような行動を慎み、また私的利益を目的とする行動はいたしません。

職場秩序の維持
職場秩序の保持に努め、職場の内外を問わず、協会職員として品位ある行動に努めます。

異常時の対応
異常時には的確かつ迅速な判断と臨機応変な対応を心がけます。

コンプライアンス関連事項への対応
苦情、反社会的勢力(不当要求)対応、事件・事故、セクハラ、パワハラ、自然災害等が発生した場合には、それぞれの対応マニュアル、内規等に沿って行動します。

コンプライアンス関連・規程及びマニュアル

セクシュアルハラスメントの防止に関する規程
職場におけるセクシュアルハラスメントを防止するために役職員が遵守するべき事項及び性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置等を定めます。

パワーハラスメントの防止に関する規程
職場におけるパワーハラスメントを防止するために役職員が遵守するべき事項及びパワーハラスメントの疑いのある言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置等を定めます。

不祥事件対応マニュアル
役職員の不祥事件の発生を未然に防止するとともに、事件発生時の適切な対応を実施することを目的とします。

反社会的勢力（不当要求）対応マニュアル
反社会的勢力や不当要求を行う者を金融取引等から排除することにより、信用保証協会の適正円滑な業務を確保し、役職員のみならず顧客等の様々な利害関係者が被害を受けることを防止することを目的とします。

苦情処理対応マニュアル
協会業務の公平性や透明性を確保しつつも相手の立場に立って対応し、顧客サービスのより一層の充実を図ることを目的とします。

第三者介在排除マニュアル
金融斡旋屋等の第三者が介在する信用保証制度悪用を防止することを目的とします。

交通事故対応マニュアル
役職員が交通事故の当事者や関係者となった場合の対応を示し、適切な事故処理が常になされることを目的とします。

非常災害等対策マニュアル
天災地変など非常災害等の緊急事態発生時における事業継続計画の実行、被災した役職員並びにその家族の救援及び緊急事態に備えての平常時活動に関する事項を定め、役職員の生命、身体の安全確保を図るとともに、協会業務の継続と迅速な復旧を確保することにより、協会の社会的使命を果たすことを目的とします。

事業継続計画（BCP）
天災地変など非常災害時の緊急事態発生時において、役職員及びその家族の安全を確保しながら協会業務の継続と迅速な復旧を確保することにより、協会の社会的使命を果たすことを目的として策定します。

マスコミ対応マニュアル
報道機関への情報提供に対する協会の対応体制や留意事項を明確にすることにより、情報提供を適時・的確に行い、協会の社会的姿勢を示すことを目的とします。

コンプライアンス推進体制

コンプライアンス関連事案発生時の相談・報告手順

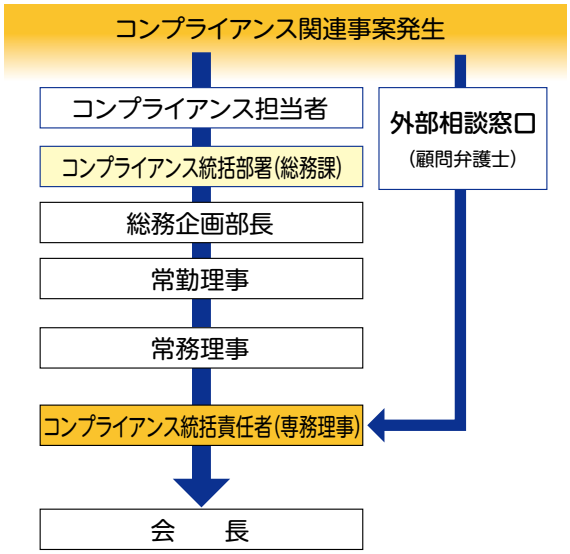

コンプライアンス関連事案に係る決定・指示

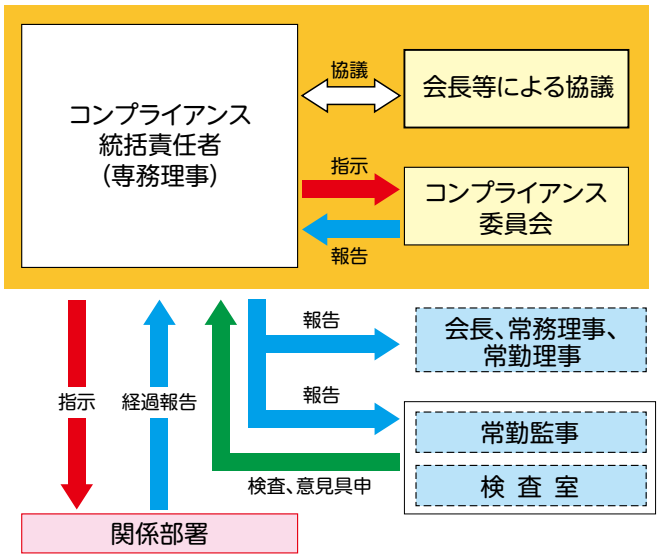

第三者介在・介入、反社会的勢力の排除

当協会では、次のとおり取り扱っております。

- 申込に際しては、第三者の介入をお断りします。
- 金融斡旋屋等の第三者が介入・介在する申込は、お断りします。
- 申込手続や債務返済などについてのご相談は、必ずご自身で行ってください。
- 反社会的勢力とは、取引いたしません。

個人情報の取扱いについて

個人情報保護宣言

岡山県信用保証協会は信用保証協会法(昭和28.8.10法律第196号)に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としています。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくことになりますが、お客様の個人情報の取扱について以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めます。

個人情報に関する法令等の遵守

当協会は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)などの法令及びガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

個人情報の取得・利用・提供

- 当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては当協会ホームページ(または備え付けのパンフレット)の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の「当保証協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示いたしません。
- お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報は、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。

個人データの適正管理

お客様の個人データについては、組織的・人的・技術的安全管理措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱が適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取組を見直します。

個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取扱が適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取組を見直します。

個人データの委託

- 当協会は、個人情報保護法第23条第5項第1号の規定に基づき個人データに関する取扱を外部に委託する場合があります。
- 委託する場合には、適正な取扱を確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

保有個人データの開示・利用目的の通知

●法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データの開示及びその利用目的の通知を求めることができます。

●請求の方法は、当協会窓口に備置してある個人情報開示請求書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口に持参(または郵送)ください。

●個人データの開示および利用目的の通知につきましては、実費相当額(1件につき500円)をいただきます。

保有個人データの訂正・削除、利用停止、第三者提供の停止

●当協会が保有する個人データに誤りがある場合は、右記の窓口にご連絡ください。
調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、訂正又は削除します。

●お客様の個人情報を不適切に取得し、又は目的外に利用している場合には右記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの利用を停止します。

●お客様の個人情報を個人情報保護法第23条に違反して第三者に提供している場合には、右記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの第三者提供を停止します。
具体的な手続につきましては、当協会ホームページ(または備え付けのパンフレット)の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の「開示等の請求等に応じる手続等に関する事項」をご覧ください。

質問・苦情について

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

開示・利用目的の通知・訂正・利用停止・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は、以下のとおりです。

住　　所	岡山市北区野田二丁目12番23号
電話番号	086−243−1121
担当部署	総務企画部　総務課

個人番号及び特定個人情報の適正な取扱いに関する基本方針

岡山県信用保証協会は、個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）の取扱いについて、以下の方針で取り組み、適正な取扱いに努めて参ります。

関係法令・ガイドライン等の遵守

当協会は、特定個人情報等の取扱いに関し、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」、並びに「個人情報の保護に関する法律」を遵守します。

利用目的

当協会は、提供を受けた特定個人情報等を以下の目的で利用します。

●謝金、不動産使用料等の支払先の特定個人情報等

・謝金、料金、契約金に関する支払調書作成事務

・不動産取引に関する支払調書作成事務

●当協会の役職員等の特定個人情報等

【税務】

・源泉徴収票作成事務

・財産形成住宅貯蓄・財産形成年金貯蓄に関する申告書、届出書及び申込書提出事務

【社会保険】

・健康保険・厚生年金保険・厚生年金基金に関する届出、申請、請求事務

・雇用保険・労災保険に関する届出、申請、請求事務

●当協会役職員等の配偶者及び扶養親族等の特定個人情報等

【税務】

・源泉徴収票作成事務

【社会保険】

・健康保険・厚生年金保険に関する届出事務

・国民年金第3号被保険者の届出事務

安全管理措置に関する事項

当協会は、特定個人情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために、別途「岡山県信用保証協会個人番号及び特定個人情報取扱規程」を定め、これを遵守します。

委託の取扱い

当協会は、特定個人情報等の取扱いを第三者に委託することがあります。この場合、当協会は、番号法及び個人情報保護法に従って、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

継続的改善

当協会は、特定個人情報等の取扱いを継続的に改善するよう努めます。

特定個人情報等の開示

当協会は、本人又はその代理人から、当該特定個人情報等に係る保有個人データの開示の請求があったときは、次の場合を除き、遅滞なく回答します。

- 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- 当協会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- 法令に違反することとなる場合

特定個人情報等の開示、質問及び苦情処理の窓口

特定個人情報等に係る保有個人データの開示に関するお問い合わせ、質問又は苦情に関する対応窓口は、以下のとおりです。

住　　所	岡山市北区野田二丁目12番23号
電話番号	086−243−1121
担当部署	総務企画部　総務課

信用保証のしくみ

中小企業者が金融機関から事業資金の融資を受ける際、信用保証協会(以下「協会」という。)が保証人となって借入を容易にし、企業の育成を金融の側面から支援する制度が信用保証制度です。この制度を強固なものとするために信用保険制度があります。2つの制度は総称して信用補完制度と呼ばれています。

協会は、地方公共団体、金融機関等から出捐金や負担金を受けることにより、信用保証業務に伴うリスクに対する資金的な裏付けを行い、信用保険制度により、代位弁済に伴う負担が軽減されます。これらにより協会は、さらに広範な中小企業者の金融を円滑にすることができるようになります。

このように、信用保証制度と信用保険制度は有機的に結合し、中小企業金融の円滑化を支援しています。

信用補完制度

信用保証制度

信用保証制度は、中小企業者が金融機関から事業資金を借り入れる際、協会が公的な保証人となることにより、中小企業者の皆さまの資金繰りを円滑にすることを目的としています。その際、協会は信用保証料を受領し、また、融資が返済不履行になった場合は、中小企業者の皆さまに代わって金融機関に対し代位弁済を行います。

① 保証付融資申込 信用保証委託申込 信用保証依頼	中小企業者は、原則として金融機関を経由し信用保証委託申込書による申込をします。 なお、協会へ直接申し込むこともできますし、一部の保証制度においては市町等の担当窓口を経由して申込をすることができます。
② 信用調査	協会は、申込のあった中小企業者の信用調査を行います。
③ 信用保証書発行	協会は、信用調査の結果、信用保証を適当と認めたときは、金融機関に対し信用保証書を発行します。
④ 融資実行	金融機関は、信用保証書に基づき中小企業者に融資を行います。このとき、中小企業者には所定の信用保証料を金融機関を通じて協会へお支払いいただきます。
⑤ 借入金返済	中小企業者は、借入契約に従って金融機関に借入金を返済します。
⑥ 代位弁済請求	中小企業者が諸事情によって借入金の全部又は一部の返済ができなくなった場合、金融機関は協会に対して代位弁済の請求を行います。
⑦ 代位弁済	協会は、⑥の請求に基づき、中小企業者に代わって借入金の残債務を金融機関に支払います。
⑧ 求償債権の請求	協会は、代位弁済により取得した求償債権を中小企業者に対して請求します。
⑨ 求償債務の返済	中小企業者は、協会に対して求償債務を返済します。

信用保険制度

信用保険制度は、信用保証業務に伴う不測の事故に備え、損失補てんの措置を講じることにより、信用保証制度の機能が十分に発揮できるようにすることを目的としています。

協会は株式会社日本政策金融公庫(以下「日本公庫」という。)と信用保険契約を結び、信用保険料を支払い、金融機関の融資が返済不履行になった場合は、中小企業者に代わって金融機関に対し代位弁済を行い、代位弁済額のうち一定の金額を日本公庫から保険金として受領します。そして、協会は、代位弁済した中小企業者からの返済(回収)金を、保険金の受領割合に応じて日本公庫に納付します。

① 信用保険契約	協会が中小企業者のために金融機関に対して行う債務の保証について、原則として全て保険関係が成立する旨の契約を協会と日本公庫の間で締結します。
② 保証通知 信用保険料支払	協会が一定要件を備えた信用保証を行った場合は、①の契約に基づいて日本公庫に保証通知を行うとともに信用保険料を支払います。
③ 事故通知 保険金請求	協会が金融機関に対し代位弁済した場合は、この事実を日本公庫に通知(事故通知)し、一定期間経過後、日本公庫に保険金を請求します。
④ 保険金受領	協会は③の請求に基づいて日本公庫から保険の種類ごとに定められた割合による保険金を受領します。
⑤ 回収金納付	協会は、保険金受領後に求償債権を回収した場合、受領割合に応じて日本公庫に回収金を納付します。

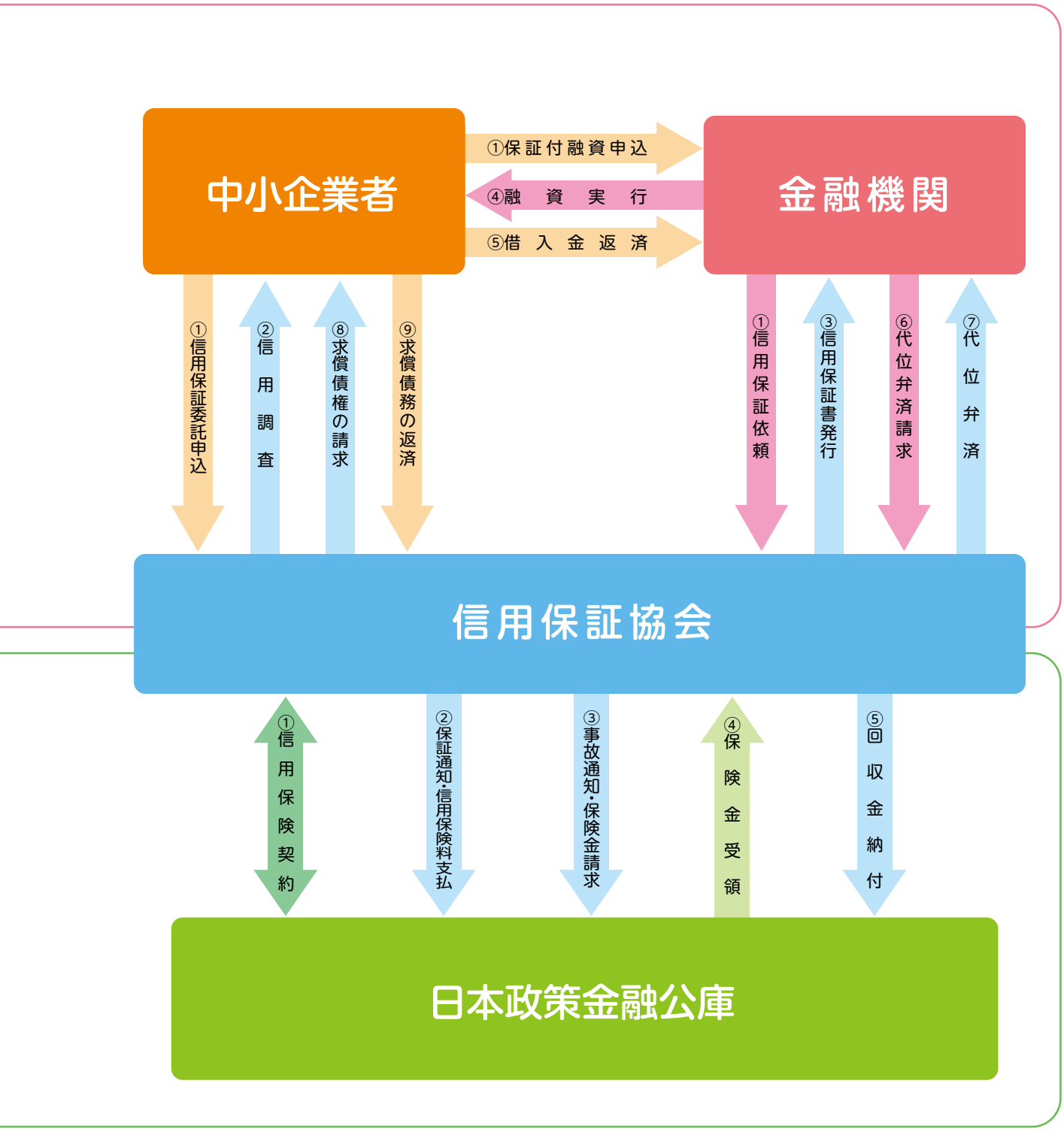
中小企業者
①保証付融資申込
④融資実行
⑤借入金返済
金融機関
①信用保証委託申込
②信用調査
⑧求償債権の請求
⑨求償債務の返済
①信用保証依頼
③信用保証書発行
⑥代位弁済請求
⑦代位弁済
信用保証協会
①信用保険契約
②保証通知・信用保険料支払
③事故通知・保険金請求
④保険金受領
⑤回収金納付
日本政策金融公庫

創業支援・経営支援・再生支援の取組

当協会は、ガンバル中小企業者の皆様の可能性を力強くアシストするため、以下の創業支援・経営支援・再生支援の取組を行いました。

信用保証料率の割引

（平成31年4月～令和2年3月）

中小企業者の資金繰りを支援するため、当協会独自の信用保証料率の割引として、設備資金割引、小規模企業資金割引、創業資金割引、おかやま創生割引、事業承継支援割引、豪雨復旧支援割引、環境配慮型融資・特定社債割引を行いました。

概要は以下の通りです。

当協会独自の割引	対　　象	割引料率
設備資金割引	資金使途が100%設備資金に係る保証を利用する場合	▲0.20%
小規模企業資金割引	「岡山県小規模企業支援資金（一般・小口零細融資）」及び各「市町小口資金」を利用する場合	
創業資金割引	創業者を対象とする融資制度を利用する場合	
おかやま創生割引	「おかやま子育て応援宣言企業」の登録を受けている場合、「くるみん認定」の認証を受けている場合、女性の活躍推進に関する行動計画書の届出により認定を受けている場合、一般社団法人せとうち観光推進機構の推薦により「ぐるり瀬戸内活性化保証」（せとうち保証）を利用する場合	
事業承継支援割引	事業承継を対象とする融資制度を利用する場合	
豪雨復旧支援割引	①岡山県中小企業支援資金融資制度「危機対策資金」（セーフティネット保証4号（平成30年7月豪雨）の認定を受けたもの、知事特認に該当するもの）を利用する場合 ②災害関係特例（平成30年5月20日から7月10日までの間の豪雨及び暴風雨による災害）を利用する場合 ③岡山市制度「経営安定資金融資」（平成30年7月豪雨に関する申込であり、岡山市融資制度要綱第18条第2項(2)「災害救助法の適用を受けた災害」に該当するものに限る）を利用する場合 ④倉敷市緊急融資制度（平成30年7月豪雨関連の4制度）を利用する場合 ・倉敷市小口資金（平成30年7月豪雨） ・倉敷市小口零細企業資金（平成30年7月豪雨） ・倉敷市特別小口資金（平成30年7月豪雨） ・倉敷市企業安定資金（平成30年7月豪雨）	
環境配慮型融資・特定社債割引	金融機関が取り扱う環境配慮型融資・特定社債（当協会が適当と認めたもの）の保証を利用する場合	▲0.10%

※上記割引は、併用ができません。

岡山経営安定サポート2019事業　（平成31年4月～令和2年3月）

国の「信用保証協会中小企業・小規模事業者経営支援強化促進補助金」を活用し、「岡山経営安定サポート2019事業」を実施しました。これは、返済緩和の条件変更を行っている中小企業者、経営の安定に支障をきたす恐れがある中小企業者、創業者（創業予定者を含む）、事業承継を予定している中小企業者、生産性の向上を目指す中小企業者が対象となります。信用保証協会が金融機関や公的支援機関等と連携し、中小企業者の経営の安定を図ることを目的としており、次のような「専門家派遣事業」及びリファイナンスにより経営の安定化のお手伝いをする「ランクアップサポート事業」に取り組みました。

専門家派遣事業

〈4つのコース〉

●**サポートコース**

専門家が1日につき2時間以上で2日以上企業訪問し、経営診断・改善指導を実施。

●**強化コース**

専門家が1日につき2時間以上で3日以上企業訪問し、経営診断・改善指導を実施。

●**事業価値向上コース**

専門家が1日につき2時間以上で4日以上企業訪問し、経営診断・改善指導を実施。

●**計画策定コース**

専門家が1日につき2時間以上で5日以上企業訪問し、経営診断・改善指導、事業計画の策定を実施。

〈範囲〉

●経営診断　●税務・法務関係支援　●財務デューデリジェンス
●事業デューデリジェンス　●経営改善計画策定支援　●販路拡大、営業強化支援
●原価管理、経費削減支援　●現場改善、製品開発支援　●店舗マネジメント
●人材開発支援　●マーケティング支援　等

事業の種類	実績
サポートコース（10時間コース）の実施	19社
強化コース（15時間コース）の実施	15社
事業価値向上コース（20時間コース）の実施	28社
計画策定コース（30時間コース）の実施	35社
昨年度事業において計画策定コースを実施した先に対するフォローアップ支援（フォローアップコース）の実施（※）	33社

※平成30年度に実施した「岡山経営安定サポート事業」で、「計画策定コース」をご利用いただいた中小企業者について計画策定を行った専門家を派遣し、フォローアップを行いました。

ランクアップサポート事業

●対象となる方（当協会の保証を利用している中小企業者）

・返済緩和の条件変更を行っており、原則として直前期の決算において、EBITDA（営業利益＋減価償却費）がプラスとなっている中小企業者

●事業の内容

・各部署に配置された担当者が金融・経営支援に取り組みます。

・保証協会が金融機関や支援機関と連携し、中小企業者と共に経営改善を進める為のリファイナンス計画を策定し、経営の安定をサポートします。

国の経営改善計画策定支援事業に係る費用補助制度

借入金の返済負担等の影響による財務上の問題を抱える中小企業者を対象に、事業再生・経営改善を図るために認定支援機関による支援を受けて経営改善計画を策定し、金融機関から金融支援(条件変更等)を得られた場合は、国から3分の2(上限200万円)の費用補助を受けることができます。

当協会を利用されている中小企業者が、国の「経営改善計画策定支援事業」を活用した経営改善計画の策定に係る費用について、中小企業者が負担する3分の1部分の80%(上限12万円)を当協会独自で費用補助を行います。

【費用負担のイメージ図(例)】経営改善計画策定費用45万円のケース

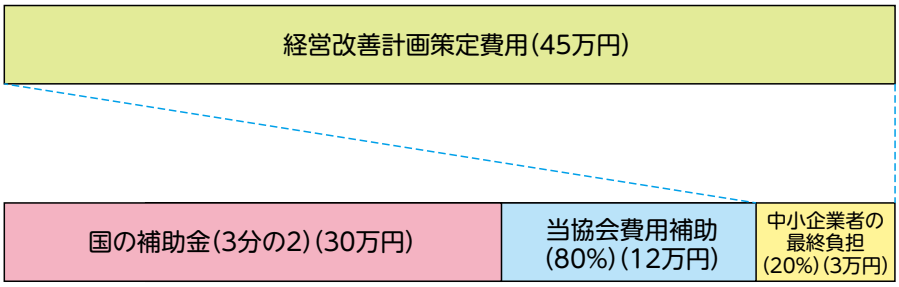

岡山県中小企業支援ネットワークの構築

平成24年4月に内閣府・金融庁・中小企業庁によって取りまとめられた「中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえた中小企業の経営支援のための政策パッケージ」を受け、当協会が事務局を担い、地域金融機関、中小企業支援機関、行政機関等をメンバーとして、平成24年10月に「岡山県中小企業支援ネットワーク」を構築し、中小企業者の経営改善・事業再生支援の環境整備を図っています。

●岡山県中小企業支援ネットワーク会議

参加機関が経営支援施策、再生事例を共有し、地域全体の経営支援・再生支援に対する目線を揃えることにより、中小企業者の早期経営改善や再生を促す体制を整備し、地域全体の経営改善・再生スキルの向上を図ります。

●経営サポート会議

岡山県中小企業支援ネットワークに設置された企業支援のための会議です。当協会が関係金融機関等への呼びかけを行い、事務局を努め、中小企業者の経営改善に取り組んでいます。中小企業者と融資金融機関又は支援機関の要請に基づき、関係者が一堂に会し、意見交換を実施することで、中小企業者の迅速な経営改善、再生を図ることを目的としています。

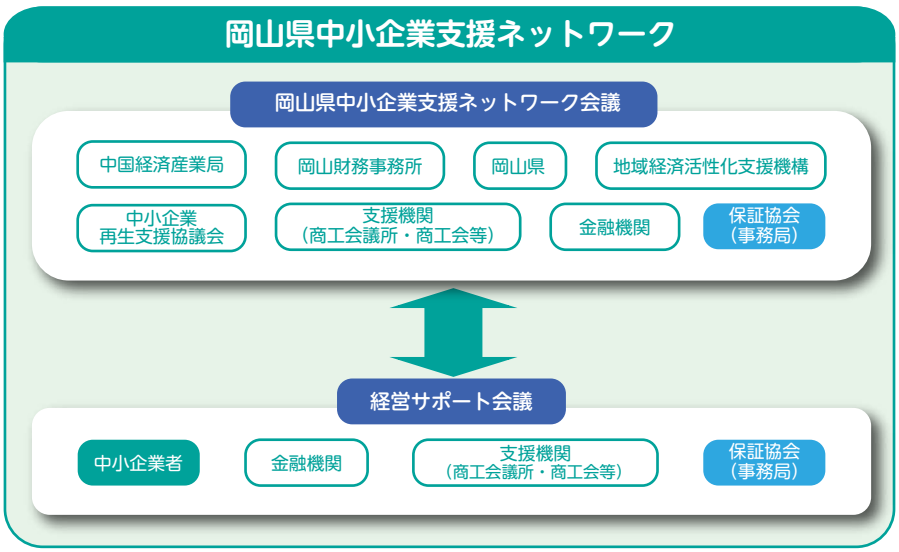

令和元年度の主な取組

4月～

▶おかやま創業サポートデスク“出張相談会”開催

岡山県商工会連合会と連携し、創業をお考えの方を対象として毎月第3木曜日に相談会を開催しました。

6月

▶第2回金融機関合同勉強会

信用保証協会法等の改正により、経営支援が新たに保証協会の本業として追加されたことを受け、その取組等について金融機関に周知を図り、経営支援や再生支援の目線を揃え、連携を強化することを目的とし、開催しました。

6月・12月

▶第15回・第16回　岡山県中小企業支援ネットワーク会議開催

「岡山県中小企業支援ネットワーク会議」は、地域内の金融機関、中小企業支援機関等が集い、経営支援策・再生事例の情報交換をすることで、経営支援や再生支援の目線を揃え、連携を強化し、地域全体の再生スキルの向上を図ることを目的とし、開催しました。

10月

▶共催による「創業スクール」開催

岡山商工会議所と連携し、創業をお考えの方を対象とした創業スクールを開催しました。

広報活動・社会貢献活動の取組

多くの方々に信用保証や当協会の経営支援をご利用いただくため、様々な広報活動を実施しております。

パンフレットの作成

毎月発行される「保証月報」や、信用保証制度についてまとめた「信用保証のご案内」など、各種パンフレットを作成し、制度の理解促進に努めています。

広告の掲載

当協会についてより多くの方に知っていただくため、外部機関の広報誌に「信用保証」や「経営支援」などに関するお知らせを掲載しています。

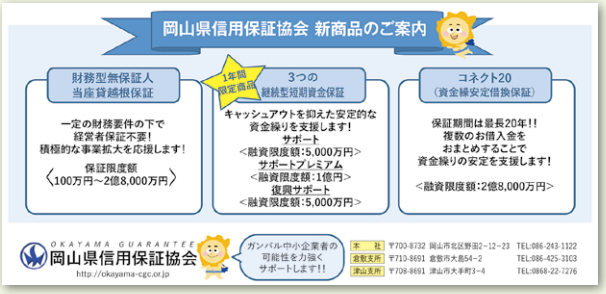

岡山県商工会連合会
eコミ。おかやま　2019年8月号

岡山県産業振興財団
おかやま産業情報　2019年秋号

ラジオ出演

多くの方々に、当協会を知っていただくため、当協会職員がラジオ番組に生出演しました。ラジオCMも放送しました。

社会貢献活動への取組

おかやまマラソンボランティア

令和元年11月10日、岡山市内で開催された「おかやまマラソン2019」のボランティア活動に職員有志17名が参加し、当協会は給水係として参加しました。

「おかやま子育て応援宣言企業」に登録

令和元年10月31日付けで、当協会が「おかやま子育て応援宣言企業」に登録されました。

当協会ではワークライフバランスの推進に努めるとともに、充実した育児休業規程の活用を促し、子育て中でも働きやすい職場を目指します。

※詳しくは、岡山県のホームページ(http://www.pref.okayama.jp/soshiki/40/)をご覧下さい。

おかやま
子育て応援宣言企業

さにまるくんグッズの作製

さにまるくんクリアファイルと、紙袋を作製しました。

クリアファイルは、岡山らしさを表現するため、水玉の一部を桃にしています。

信用保証の状況

事業概況推移

保証利用企業者数・保証利用度

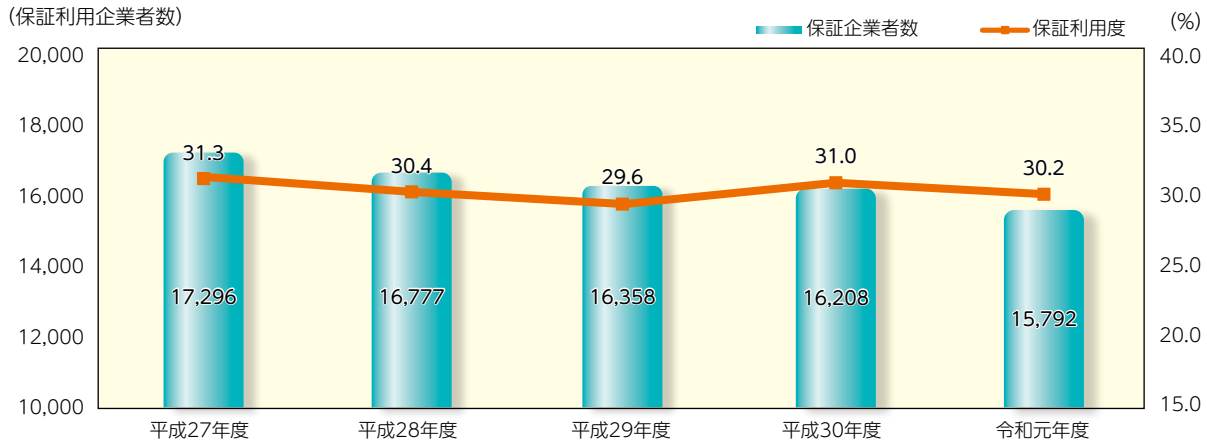

※県下中小企業者数は、中小企業白書付属総計資料の数値を利用し、$\frac{\text{保証利用企業者数}}{\text{県下中小企業者数}}$×100 で求めています。

保証承諾額

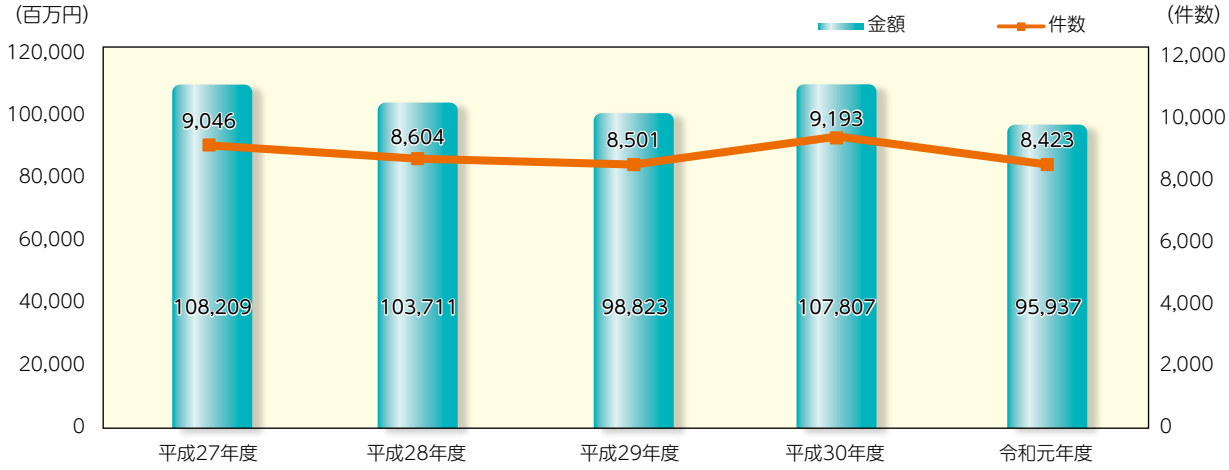

保証債務残高

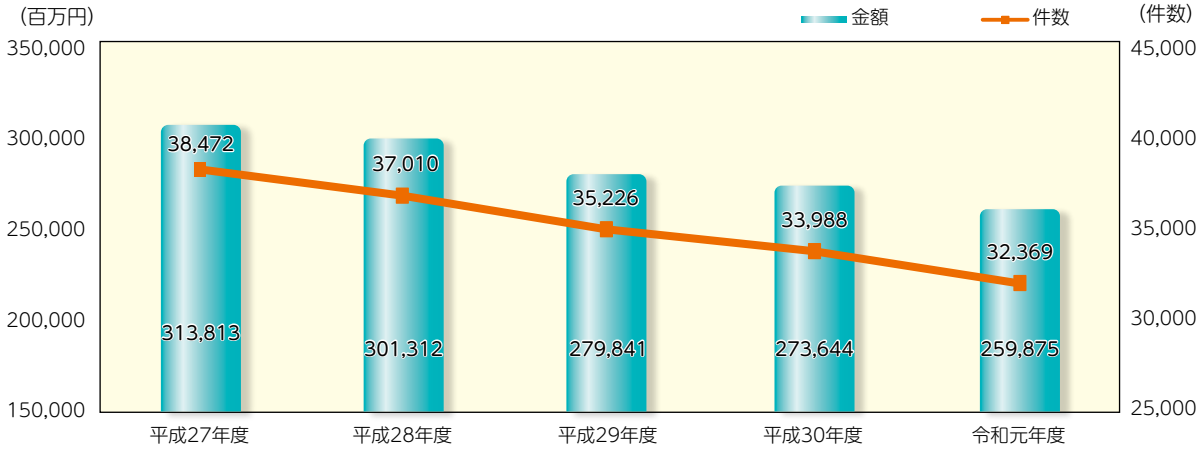

代位弁済額（元利）

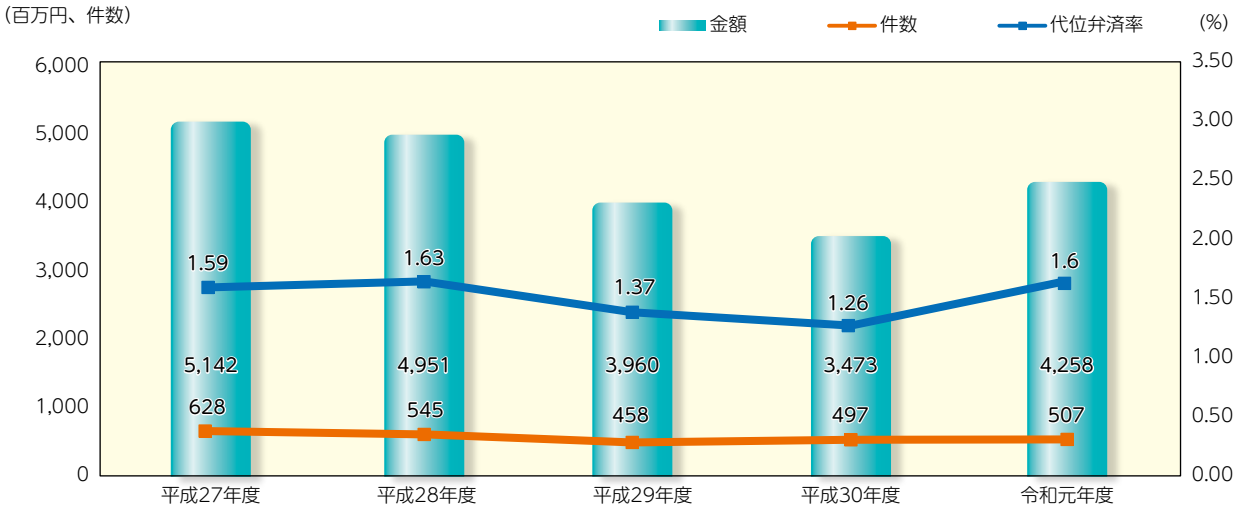

※代位弁済率：各年度の保証債務平均残高に対する代位弁済額の割合

求償権回収額（元損）

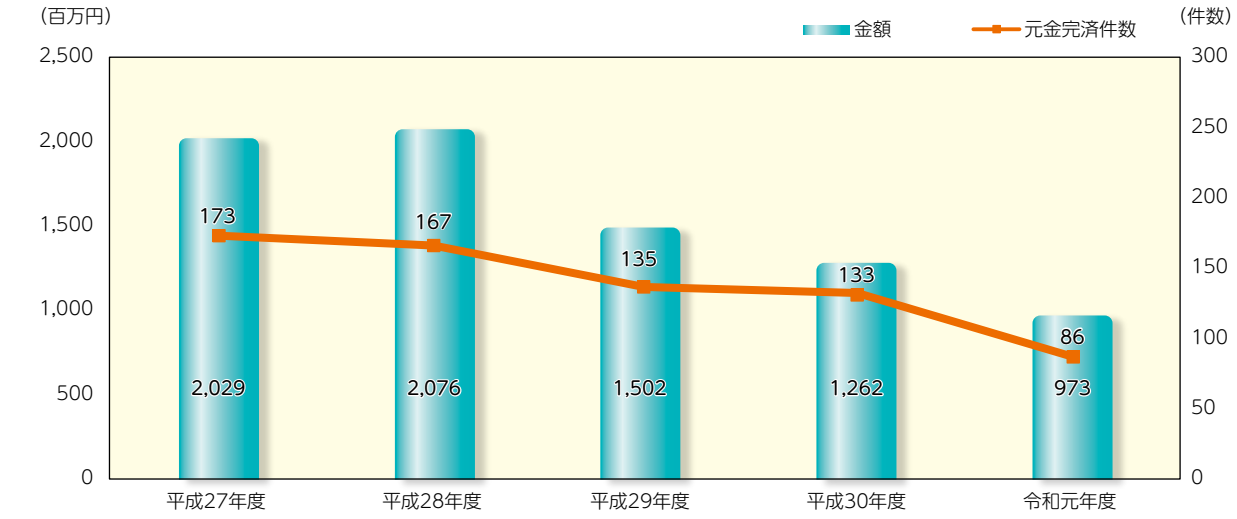

返済緩和件数

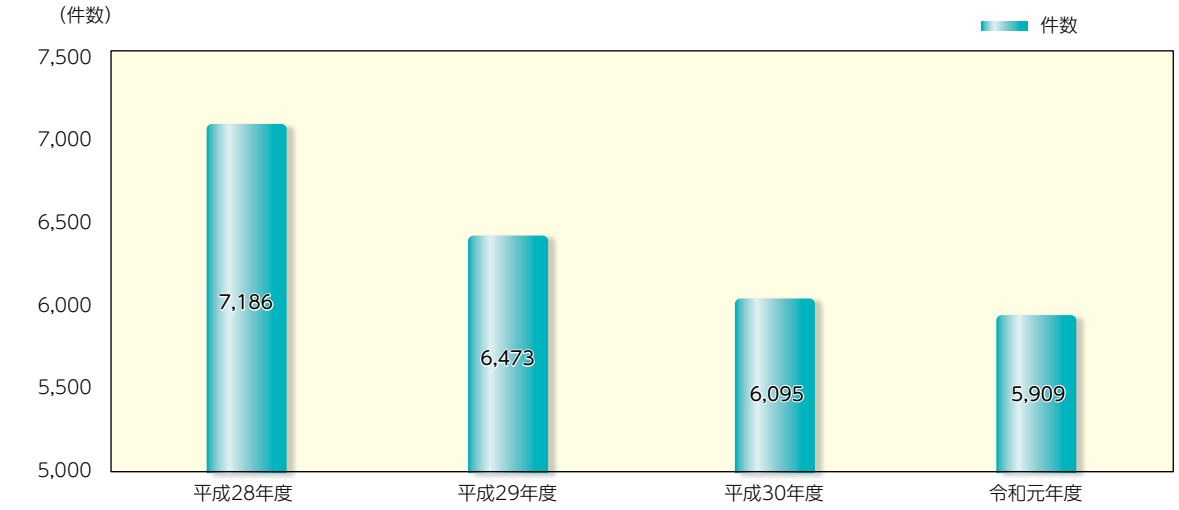

当協会では、経営改善のため再建計画を考えている中小企業者の資金繰りの改善を図るため、経営状況に合わせた返済条件の変更等に柔軟に対応しています。

金融機関群別動向

保証承諾額

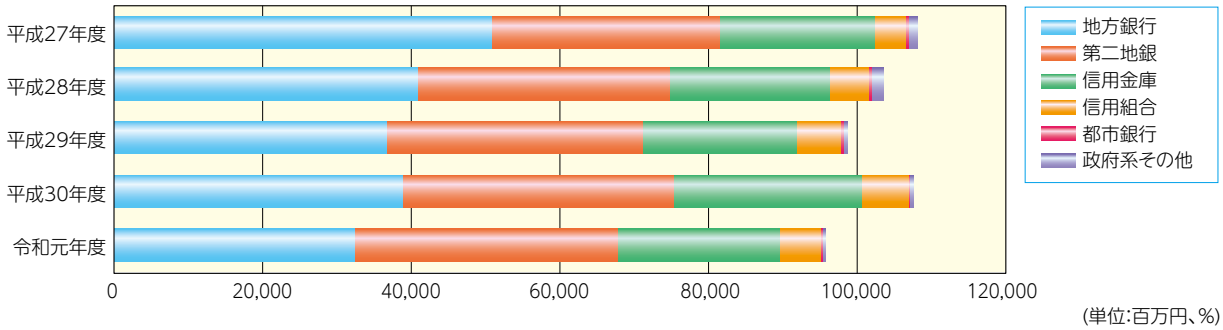

(単位:百万円、%)

保証承諾額	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	構成比
地方銀行	51,048	41,033	36,784	38,913	32,501	33.9
第二地銀	30,668	33,909	34,554	36,663	35,467	37.0
信用金庫	20,964	21,646	20,739	25,199	21,795	22.7
信用組合	4,154	5,146	5,969	6,527	5,603	5.8
都市銀行	475	473	267	68	177	0.2
政府系その他	900	1,505	509	437	393	0.4
合計	108,209	103,711	98,823	107,807	95,937	100.0

保証債務残高

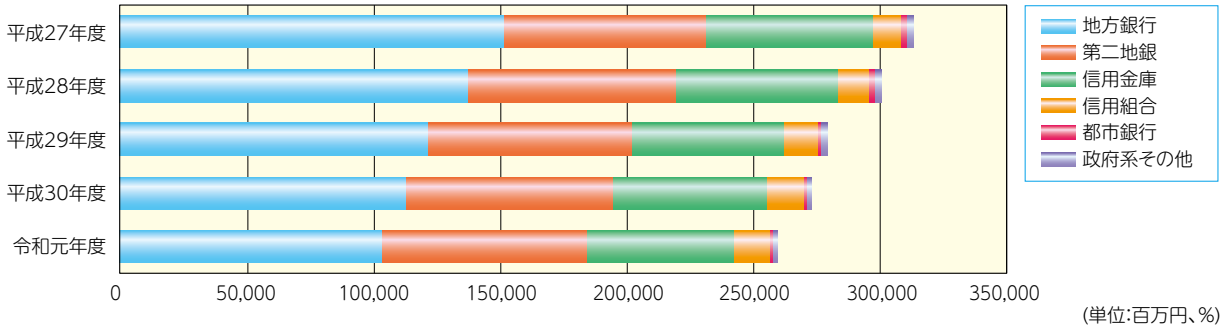

(単位:百万円、%)

保証債務残高	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	構成比
地方銀行	152,162	137,547	121,691	113,425	103,652	39.9
第二地銀	79,870	82,465	81,189	82,081	80,927	31.1
信用金庫	66,348	64,426	60,258	60,795	58,449	22.5
信用組合	10,405	11,970	12,981	14,434	14,424	5.6
都市銀行	2,756	2,371	1,517	1,133	890	0.3
政府系その他	2,273	2,532	2,206	1,777	1,532	0.6
合計	313,813	301,312	279,841	273,644	259,875	100.0

代位弁済額

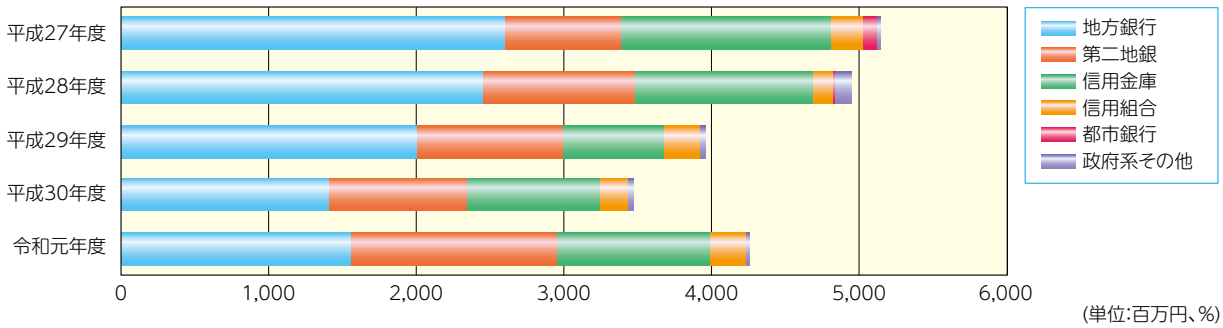

(単位:百万円、%)

代位弁済額	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	構成比
地方銀行	2,609	2,456	2,013	1,417	1,567	36.8
第二地銀	782	1,027	985	935	1,391	32.7
信用金庫	1,420	1,209	683	897	1,035	24.3
信用組合	218	134	246	192	247	5.8
都市銀行	98	16	2	0	0	0.0
政府系その他	14	110	32	32	19	0.4
合計	5,142	4,951	3,960	3,473	4,258	100.0

業種別動向

保証承諾額

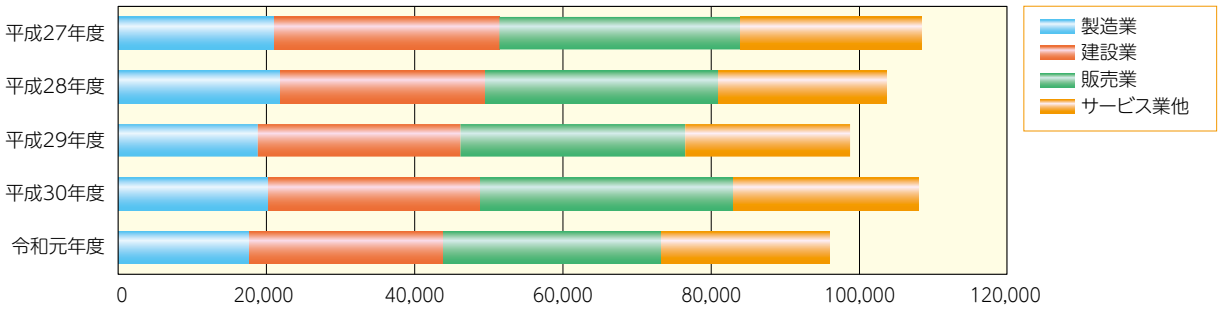

(単位:百万円、%)

保証承諾額	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	構成比
製造業	21,030	21,767	18,627	20,201	17,735	18.5
建設業	30,294	27,596	27,414	28,564	25,897	27.0
販売業	32,748	31,595	30,420	33,927	29,667	30.9
サービス業他	24,136	22,753	22,362	25,115	22,638	23.6
合計	108,209	103,711	98,823	107,807	95,937	100.0

保証債務残高

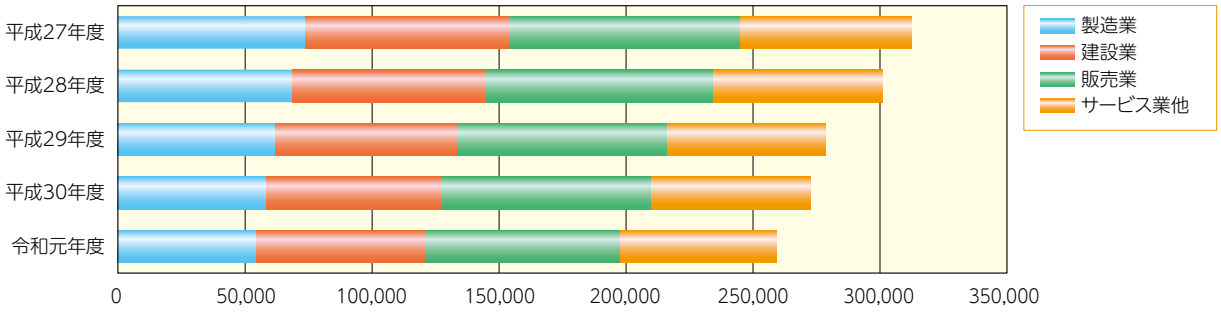

(単位:百万円、%)

保証債務残高	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	構成比
製造業	74,051	69,307	62,424	58,258	54,937	21.1
建設業	80,492	76,393	71,394	70,068	66,618	25.6
販売業	91,864	89,258	83,310	82,380	77,566	29.8
サービス業他	67,405	66,355	62,712	62,938	60,754	23.4
合計	313,813	301,312	279,841	273,644	259,875	100.0

代位弁済額

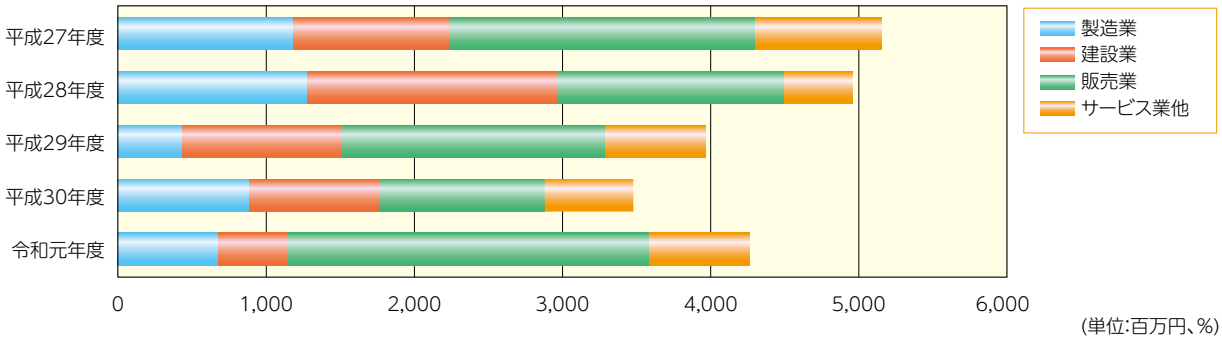

(単位:百万円、%)

代位弁済額	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	構成比
製造業	1,180	1,275	429	879	677	15.9
建設業	1,056	1,682	1,073	883	472	11.1
販売業	2,055	1,531	1,781	1,111	2,434	57.2
サービス業他	851	462	677	599	675	15.9
合計	5,142	4,951	3,960	3,473	4,258	100.0

融資制度別動向

保証承諾額

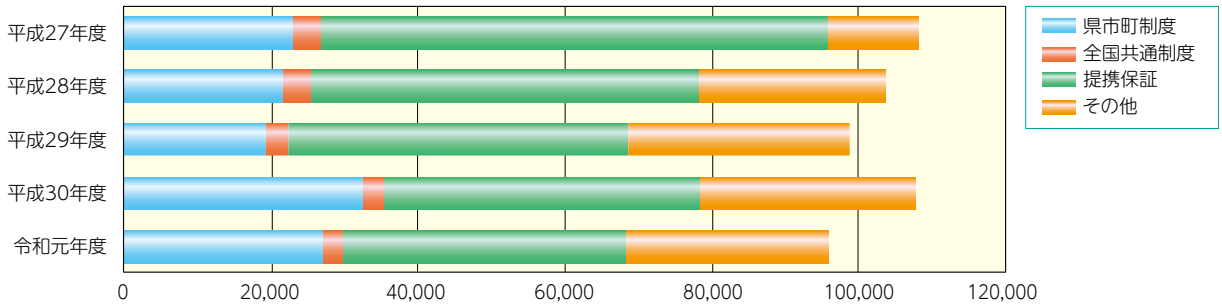

(単位:百万円、%)

保証承諾額	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	構成比
県市町制度	23,121	21,745	19,351	32,734	27,085	28.2
全国共通制度	3,744	3,753	3,073	2,741	2,873	3.0
提携保証	69,132	52,912	46,263	43,073	38,444	40.1
その他	12,212	25,301	30,135	29,259	27,536	28.7
合計	108,209	103,711	98,823	107,807	95,937	100.0

保証債務残高

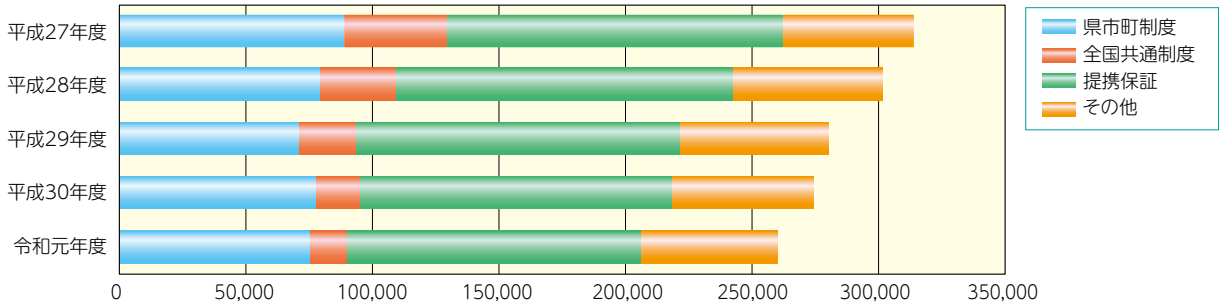

(単位:百万円、%)

保証債務残高	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	構成比
県市町制度	88,414	78,740	70,449	77,087	74,471	28.7
全国共通制度	40,398	30,533	22,738	17,988	14,972	5.8
提携保証	133,182	133,483	128,467	123,218	116,213	44.7
その他	51,819	58,556	58,189	55,351	54,218	20.9
合計	313,813	301,312	279,841	273,644	259,875	100.0

代位弁済額

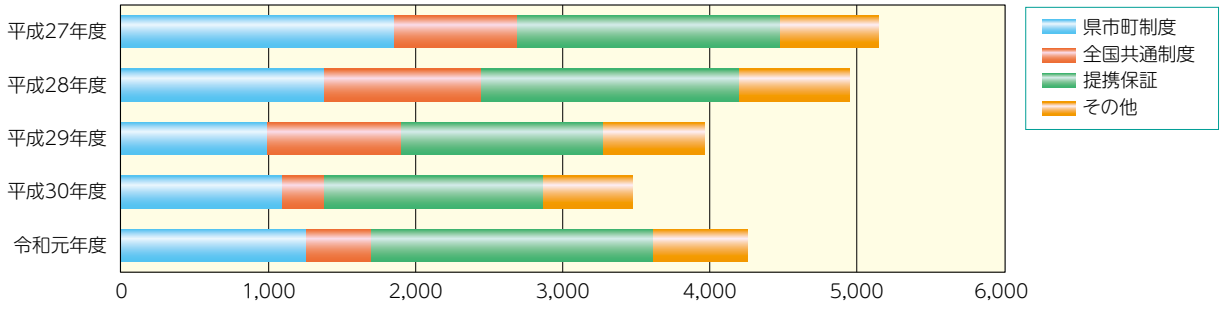

(単位:百万円、%)

代位弁済額	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	構成比
県市町制度	1,861	1,389	998	1,100	1,260	29.6
全国共通制度	834	1,057	904	283	442	10.4
提携保証	1,784	1,757	1,387	1,483	1,917	45.0
その他	663	748	671	608	640	15.0
合計	5,142	4,951	3,960	3,473	4,258	100.0

令和元年度事業報告

当年度の業績

令和元年度の業績は次のとおりとなりました。

●基本財産・支払準備率

(単位:百万円、%)

基本財産	平成29年度	平成30年度	令和元年度	前年比
金　額	33,835	34,270	34,486	100.6

当年度は基金準備金に216百万円の繰入を行い、当年度の基本財産は34,486百万円となりました。

(単位:%)

支払準備率	平成29年度	平成30年度	令和元年度	増　減 ポイント
	19.56	20.25	21.23	0.98

流動資産から借入金を控除した支払準備資産(代位弁済に支障をきたさないための準備資金)の保証債務残高に対する割合で示す支払準備率(経理基準により2.0%以上必要)は21.23%となり、前年度に対し0.98ポイント増加しました。

●保証業務

(単位:百万円、%)

保証承諾	平成29年度	平成30年度	令和元年度	前年比
件　数	8,501	9,193	8,423	91.6
金　額	98,823	107,807	95,937	89.0

(単位:百万円、%)

保証債務残高	平成29年度	平成30年度	令和元年度	前年比
件　数	35,226	33,988	32,369	95.2
金　額	279,841	273,644	259,875	95.0

中小企業者の金融の円滑化のため、金融機関や中小企業支援機関等との連携を強化し、中小企業者に寄り添った金融支援、経営支援及び創業・事業承継支援等を積極的に推進するとともに、景気の回復が地域中小企業・小規模事業者まで十分に及んでいないことを考慮し、当協会独自の信用保証料率の各種割引制度を、令和元年度末までさらに1年間延長し、継続した支援を行いました。
また、中小企業者への支援を積極的に推進するため、継続型短期資金保証及び資金繰安定借換保証を創設し、さらに、平成30年7月豪雨により直接被害を受けた中小企業者の支援として、復興サポート保証の創設等、中小企業者の資金繰りの安定に努めました。
その一方で、引き続き金融緩和政策が行われている状況下において、金融機関による低金利競争の常態化や、事業性評価に基づく融資の拡大等の影響もあり、保証承諾は件数、金額ともに前年度実績を下回りました。

当年度の保証債務残高は、緊急時のセーフティネット保証の償還が進んだことに加え、保証承諾の減少により、保証債務残高は前年度実績を下回りました。

●代位弁済・求償権の管理

(単位:百万円、%)

代位弁済	平成29年度	平成30年度	令和元年度	前年比
件　数	458	497	507	102.0
金　額	3,960	3,473	4,258	122.6
代位弁済率	1.37	1.26	1.60	増減ポイント 0.34

長期返済緩和中の保証債務残高は依然として高い水準にあり、長期返済緩和先や自力再生が困難な先の倒産増加などにより、代位弁済は減少傾向から増加に転じました。
年々深刻化している人手不足や後継者不在問題など、中小企業者を取り巻く経営環境は厳しさを増しており、保証債務平均残高に対する代位弁済率も前年度実績を上回りました。

(単位:百万円、%)

求償権回収	平成29年度	平成30年度	令和元年度	前年比
完済件数	135	133	86	64.7
金　額	1,502	1,262	973	77.1

当年度の求償権回収は、回収目標額の進捗状況を管理し、回収強化を図りましたが、破産等の法的整理や無担保・第三者保証人非徴求の求償権が増加したことに加え、事業再生支援に伴う求償権消滅保証等の減少により、求償権回収(元金及び損害金)は前年度実績を下回りました。

外部評価委員の評価

当協会は、業績の客観的な評価を行うことを目的として、外部評価委員会を設置しています。
令和元年度経営計画の実績に対する外部評価委員会の意見等につきましては、当協会ホームページ(https://okayama-cgc.or.jp/)に掲載しています。

収支計算書

【平成31年4月1日から令和2年3月31日】　　(単位:千円)

科　　目	金　　額
経　常　収　入	3,812,159
保証料	2,856,689
預け金利息	3,302
有価証券利息･配当金	501,515
調査料	0
延滞保証料	0
損害金	11,540
事務補助金	38,616
責任共有負担金	379,603
雑収入	20,894
経　常　支　出	2,923,294
業務費	987,324
借入金利息	0
信用保険料	1,673,088
責任共有負担金納付金	8,192
雑支出	254,690
経常収支差額	888,865
経　常　外　収　入	4,914,224
償却求償権回収金	131,161
責任準備金戻入	1,642,827
求償権償却準備金戻入	203,789
求償権補てん金戻入	2,936,448
保険金	2,732,493
損失補償補てん金	203,955
補助金	0
その他収入	0
経　常　外　支　出	5,372,561
求償権償却	3,490,894
譲受債権償却	0
有価証券償却	0
雑勘定償却	5,121
退職金	1,683
責任準備金繰入	1,559,969
求償権償却準備金繰入	313,843
その他支出	1,050
経常外収支差額	▲ 458,337
制度改革促進基金取崩額	0
収支差額変動準備金取崩額	0
当期収支差額	430,528
収支差額変動準備金繰入額	215,000
基本財産繰入額	215,528

保証料
保証ご利用の際に中小企業の方からいただく信用保証料です。

責任共有負担金
金融機関との適切な責任共有を図るため、金融機関から協会への負担金として交付を受けたものを計上しています。

責任共有負担金納付金
上記の責任共有負担金のうち、日本公庫へ納付した金額を計上しています。

求償権償却
当年度末求償権のうち法的整理の結果、回収不能となって償却した額や当年度受領した保険金相当額等を計上しています。

求償権償却準備金繰入
協会資産の健全性を保つため、求償権の回収不能額として一定の割合を積み立てています。

当期収支差額
基本財産･収支差額変動準備金に全額組み入れ、当協会が健全な経営を行い公共的使命を果たしていく上で必要な基本財産等の充実を図ります。

預け金利息、有価証券利息･配当金
金融機関に預け入れた預金の受取利息と有価証券等からの利息配当金です。

信用保険料
日本公庫へ支払う信用保険料です。

求償権補てん金戻入
代位弁済により日本公庫から受領した保険金と地方公共団体等から受領した損失補償金からなっています。

責任準備金繰入
将来の不測の事態に備えて年度末の保証債務の額に対して一定の割合を積み立てています。

貸借対照表

【令和2年3月31日現在】　　(単位:千円)

借方 科目	金額	貸方 科目	金額
現金	1,506	基本財産	34,485,509
預け金	4,188,409	基金	5,508,065
金銭信託	0	基金準備金	28,977,444
有価証券	50,984,107	制度改革促進基金	0
その他有価証券	5,515	収支差額変動準備金	15,137,000
新株予約権	0	責任準備金	1,559,969
ファンド出資	5,515	求償権償却準備金	313,843
動産・不動産	1,464,433	退職給与引当金	818,718
事業用不動産	1,397,896	損失補償金	21,253,950
事業用動産	66,537	保証債務	259,874,627
所有動産・不動産	0	求償権補てん金	0
損失補償金見返	21,253,950	借入金	0
保証債務見返	259,874,627	雑勘定	6,681,129
求償権	1,394,174	仮受金	124,309
譲受債権	0	保険納付金	130,851
雑勘定	958,025	損失補償納付金	5,915
仮払金	2,926	未経過保証料	6,418,067
保証金	0	未払保険料	1,986
厚生基金	138,316	未払費用	0
連合会勘定	0		
未収利息	83,130		
未経過保険料	733,653		
合計	340,124,745	合計	340,124,745

現金、預け金
代位弁済の支払準備資産等として金融機関へ預け入れしています。

有価証券
安全有利な資産運用を行うため、政府保証債・地方債などを保有しています。

ファンド出資
官民共同で中小企業者の再生、経営改善を支援する「おかやま活性化ファンド」に出資しています。

求償権
経理上の求償権は、代位弁済した金額から回収金並びに償却(回収困難なもの、及び日本公庫からの保険金及び地方公共団体・全国信用保証協会連合会からの損失補償補てん金を受領したもの)を控除した額です。

未経過保険料
当年度中に日本公庫に支払った保険料のうち、翌事業年度にかかる部分を計上しています。

基本財産
一般企業の資本金に相当するものです。地方公共団体や金融機関等から拠出された「基金」及び過去の収支差額の累計「基金準備金」で構成されています。

収支差額変動準備金
収支差額に欠損が生じた場合など協会経営の安定のために積み立てています。

責任準備金
将来の不測の事態に備えて年度末の保証債務の額に対して一定の割合を積み立てています。

損失補償金
地方公共団体等が協会の保証債務履行に基づく損失につき補償を行う場合の限度額の償却後の残額を計上しています。

保証債務
保証債務残高を計上しています。

未経過保証料
受入保証料のうち翌事業年度以降に係る部分を計上しています。

基本財産の推移

当年度は当期収支差額のうち、216百万円を基金準備金へ繰り入れ、当年度末の基本財産は34,486百万円となりました。

(単位:千円)

年　　度	基本財産	基　　金	基金準備金
平成27年度	32,510,565	5,508,065	27,002,501
平成28年度	33,181,770	5,508,065	27,673,705
平成29年度	33,834,565	5,508,065	28,326,500
平成30年度	34,269,981	5,508,065	28,761,916
令和元年度	34,485,509	5,508,065	28,977,444

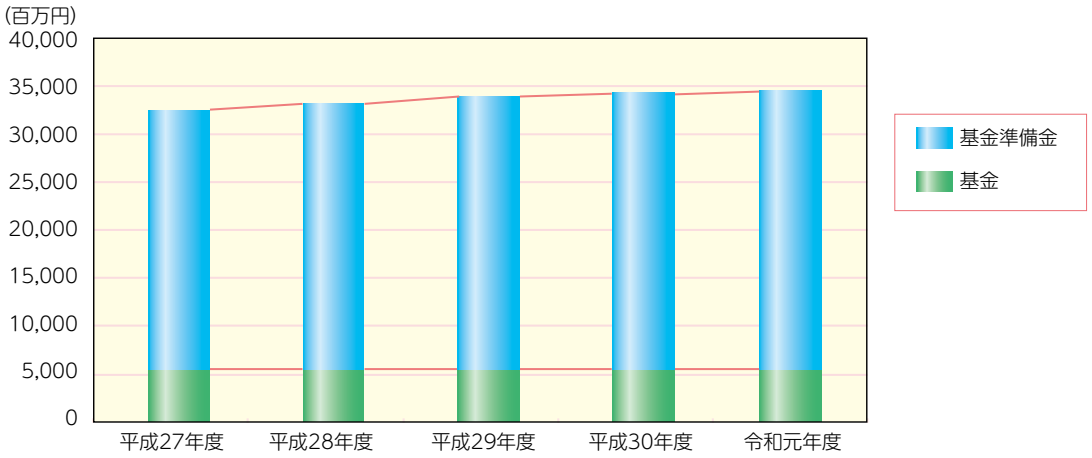

基本財産の構成

基本財産は「基金」と「基金準備金」で構成されています。
「基金」は保証協会外部からの拠出である「出えん金」と「金融機関等負担金」から成ります。
「基金準備金」は、毎事業年度の収支差額の一部を基本財産に繰り入れた累計で、当協会の自己造成資金です。

(単位:千円、%)

		金　額	構成比
基本財産	基　　金	5,508,065	16.0
	出　え　ん　金	4,340,231	12.6
	金融機関等負担金	1,167,834	3.4
	基　金　準　備　金	28,977,444	84.0

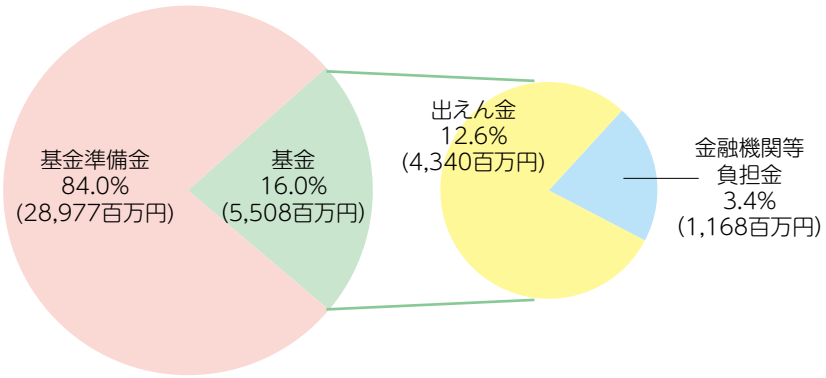

平成30年度～令和2年度　中期事業計画

業務運営方針

「中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律」を受け、中小企業・小規模事業者に対する経営支援を業務の柱の一つとして取り組むための組織体制を整備し、金融機関や商工会、商工会議所及び岡山県産業振興財団等の中小企業支援機関との連携・協力のもと、金融支援に加えきめ細かな経営支援・事業再生支援・創業支援等に積極的に取り組みます。

こうした取組により、中小企業・小規模事業者の成長発展のみならず事業の持続的発展を支援し、ひいては、地域経済の持続的な成長と活性化に貢献します。

加えて、求償権の回収の促進に努めるとともに、回収業務の効率化を推進し、信用補完制度の安定化に寄与します。

内部統制面においては、コンプライアンスの徹底、情報管理・危機管理体制等の充実・強化を行い、高い透明性と健全性を確保します。また、激変している社会・経済環境、協会を取り巻く環境に適時・的確に対応するための人材育成にもより一層注力します。

これらを総合的に実施し、顧客サービスをより一層向上させ、中小企業・小規模事業者の良きパートナーとして、「ガンバル中小企業者の可能性を力強くアシストする信用保証協会」の実現を図ります。

1.　個々の中小企業の実情に応じた適切な支援策の提供

① 経営支援・事業再生支援の充実・強化
② 中小企業者の経営改善・生産性向上に向けた取組の推進
③ 創業支援・事業承継支援の充実、強化
④ 地方創生等への貢献を果たすための取組の推進
⑤ 期中支援・管理の強化
⑥ 求償権管理の強化・効率化

2.　地域密着型の業務推進

① 中小企業者との接点強化
② 金融機関との連携強化
③ 関係機関との連携強化
④ 広報活動の充実

3.　人事と組織の活性化

① 組織の活性化と強化
② 人材育成による組織力の強化と職員の資質向上

4.　コンプライアンスの徹底

5.　危機管理体制の強化

令和2年度経営計画

●保証部門

【現状認識】

中小企業者においては、年々深刻さを増している人手不足や後継者不在問題、さらには、相次いで発生している自然災害の影響や新型コロナウイルスの感染拡大による経済への影響等、様々な問題があり経営環境は予断を許さない状況が続いています。

このような状況のもと、地域経済活性化の一翼を担う当協会は、中小企業者の多様なニーズに応えるため、金融機関や中小企業支援機関等との連携を強化し個々の実情を的確に把握して、中小企業者に寄り添いながら、金融支援に加え、きめ細かな創業支援、経営改善支援、事業承継支援等に積極的に取り組む必要があります。

(1)経営改善・生産性向上に向けた取組の推進

経営改善・生産性向上を目指す中小企業者に対しては、個々の経営課題を的確に把握し、時宜にかなった各種支援を講ずるとともに、必要に応じて、国の「信用保証協会中小企業・小規模事業者経営支援強化促進補助金」(以下、「経営支援強化促進補助事業」という。)を活用した専門家派遣を実施します。

また、支援にあたっては、金融機関と支援方針を共有するなど連携体制を強化し、柔軟に保証付融資とプロパー融資を組み合わせ、適切なリスク分担に努めます。

さらには、中小企業者に対する支援策の一環として、新たに当協会独自の信用保証料率の割引保証制度を創設し、中小企業者の負担軽減を図ります。

(2)創業支援の充実、強化

創業予定者や創業後間もない企業等の相談窓口として、引き続き協会内に「創業サポートデスク」を設置するほか、創業後間もない企業への定期的なモニタリングによるフォローアップを行い、必要に応じ「経営支援強化促進補助事業」を活用した専門家派遣等を実施することで、創業者の課題解決に向けた取り組みを強化します。また、金融機関や中小企業支援機関等と連携し、創業に係る各種セミナー等への講師派遣を行い、創業者の裾野を広げる取り組みにも注力します。

(3)事業承継支援の充実、強化

事業承継の課題を抱える中小企業者等に対して、企業訪問によるヒアリングを実施するとともに岡山県事業承継ネットワークと連携した支援や「経営支援強化促進補助事業」の専門家派遣等の活用を提案することで、事業承継支援の充実・強化を図ります。

また、金融機関や岡山県事業承継ネットワーク等と連携し、事業承継時に経営者保証を一定の要件のもとで不要とする「事業承継特別保証制度」をはじめ、各種事業承継関連保証制度の利用を促進し事業承継支援の充実・拡充を図ります。

(4)地方創生等への貢献を果たすための取組の推進

地域経済の活力の維持や雇用の確保等に資するため、積極的に創業支援や事業承継支援に取り組むことはもとより、平成30年7月豪雨により被災した中小企業者が安心して事業の再建を行えるよう、きめ細かな支援を継続していきます。

また、新型コロナウイルスの感染拡大により様々な影響を受ける中小企業者に対しては、地方自治体や金融機関等と連携し、経営の安定に支障が生じないように努めます。

(5)中小企業者との接点強化

企業訪問等により経営者と直接対話する機会を積極的に設け、「顔の見える保証協会」として中小企業者に寄り添い、身近な支援機関として顧客目線の支援に取り組みます。

また、対話を通じて、信用保証制度に対する新たなニーズや改善点を探り、提案型の金融支援や経営支援を行うことで、より良いサービスの提供に努めます。

(6)金融機関との連携強化

金融機関本部・営業店への定期的な訪問や、当協会主催の金融機関合同勉強会等を継続的に開催し、中小企業支援における目線合わせや情報共有を図ることで協調体制を充実させ、適時・的確な対応がとれるよう連携を強化します。

(7)関係機関との連携強化

信用保証業務の遂行に際しては金融面の情報にとどまらず、地域経済全体の動向や将来像を把握することが重要であり、中小企業支援機関等が有する専門的な知識や支援メニューを活用した、質の高いサービスを提供するため、関係機関との連携強化を図ります。

(8)広報活動の充実

ホームページや各種メディア媒体等を活用し、支援メニュー等のタイムリーな情報発信に努めます。また、当協会のイメージキャラクター「さにまるくん」の広報物等への積極的な活用により、協会に対する親しみやすさを醸成するとともに、発信する内容については、中小企業者や金融機関等に見やすく分かりやすい内容となるよう、広報活動の改善・充実に努めます。

●期中管理・経営支援部門

【現状認識】

長期返済緩和中の保証債務残高は依然として高い水準にあり、長期返済緩和先の倒産や、自力再生が困難な先の増加などにより、代位弁済は減少傾向から増加基調に転じつつあります。年々深刻化している人手不足や後継者不在問題、さらには新型コロナウイルスの感染拡大による経済への影響など、中小企業者を取り巻く経営環境は厳しさを増しています。

このような状況のなかで、当協会は個々の中小企業者の課題・問題点の的確な把握に努め、金融と経営の両面について一体的な改善支援に取り組む必要があります。

(1)経営支援・事業再生支援の充実・強化

①中小企業支援ネットワーク、経営サポート会議の活用・推進

当協会が事務局を担い金融機関や関係支援機関が参加する「岡山県中小企業支援ネットワーク会議」の中で金融機関や関係支援機関の取組事例の発表など情報交換を行い、目線合わせを行うことで参加機関の連携した支援に繋がるように努めます。また、個々の中小企業者の支援については、「経営サポート会議」を積極的に活用することで、金融機関や関係支援機関と中小企業者の課題・問題点を共有し、金融支援と経営支援の両面を一体的に実施します。

②事業再生支援体制の充実

岡山県中小企業再生支援協議会、地域経済活性化支援機構、金融機関の再生支援部署等との連携を強化し、求償権DDS・求償権消滅保証等を活用することで再生計画の実現に向けて積極的な支援を行います。また、再生ファンド等を活用し、中小企業者の事業再生支援に努めます。

(2)返済緩和先や経営の安定に不安を抱える先に対する正常化支援・再生支援の実施

①経営支援強化促進補助事業の利用促進

業績低迷等により経営に不安や課題を抱えている先に対しては、「経営支援強化促進補助事業」を活用し、個々の現状や課題に応じた専門家派遣等による業績改善や課題解決の提案等を行い、経営の安定化に努めます。

②ランクアップ支援の強化

専任職員を配置し編成したランクアップサポートチームを中心に金融機関と連携し、岡山県事業再生資金・経営力強化保証・事業再生計画実施関連保証(経営改善サポート保証)、専門家派遣などを活用し、保証口数整理やリファイナンスによる早期の金融正常化支援及び経営改善支援を行います。

(3)金融機関との連携強化による早期の現状把握と適時・的確な措置の実施

事故報告が提出された先については、金融機関との連携のもと、現状把握を速やかに行い、条件変更など弾力的な金融支援を行ないながら、経営・再生支援の必要性を見極め、必要があると判断した場合には、国の「経営改善計画策定支援事業」や専門家派遣、経営サポート会議などの支援ツールの活用等、中小企業者の実情に応じた経営・再生支援に努めます。一方、中小企業者との面談や金融機関からのヒアリング等で代位弁済が不可避と判断した先については、速やかに代位弁済の手続きを行います。

(4)期中支援の強化

金融機関との連携を密にし、業況の変化が著しい中小企業者に対しては企業訪問等を実施することで、速やかな現状把握に努め、必要に応じて中小企業支援機関や専門家の支援を要請し、全面的に支えていきます。

また、創業後間もない小規模事業者に対しても企業訪問の実施等、きめ細かな支援を行い、事業活動の継続・発展に努めます。

(5)岡山経営安定サポート事業のフォローアップの実施

過去に実施した「岡山経営安定サポート事業」のうち、「計画策定コース」を利用し計画策定を行った中小企業者に対しては、企業訪問や専門家派遣等を実施し、その後の事業計画の進捗状況をモニタリングします。

●回収部門

【現状認識】

破産等の法的整理、第三者保証人の原則非徴求や有担保求償権の減少により、求償権の回収は年々困難さを増しています。このような中、中小企業庁金融課から発出された「回収業務に関する留意事項」及び「信用保証制度のあり方等に関する研究会」において検討された「回収部門における基本ポリシー」に基づき、経営者の再チャレンジの目線を取り入れた対応を進めつつ、管理コストを考慮した取り組みにも努め、効率性を重視した管理・回収を行う必要があります。

(1)求償権の効率的な管理

期中管理部署と求償権回収部署との情報共有や連携を密にし、代位弁済後の迅速な対応に備えます。代位弁済後は初動の調査・交渉等を徹底し、個々の求償権の現状を把握し、早期に回収の最大化を図ります。また、求償権先の状況に応じて、法的措置や担保不動産の早期処分等を実施し、回収の見込みがない求償権先については管理事務停止・求償権整理を進めます。

(2)再生支援への取組

事業を継続している求償権債務者の中で再生の可能性がある先については、金融機関や中小企業支援機関等と連携し、経営サポート会議や求償権消滅保証等を活用した事業再生、金融正常化支援に取り組みます。また、経営者保証に関するガイドラインに基づく私的整理による経営者の再チャレンジや、一部弁済による連帯保証債務免除ガイドラインに基づく連帯保証人の再起などの支援に取り組みます。

●その他間接部門

【現状認識】

信用保証協会に求められる役割は、金融支援、経営支援、創業支援、事業承継支援等多岐にわたり、重要度も増しています。当協会がそれらの役割を担いながら、より一層の顧客満足度の向上を図っていくためには、協会業務の多様化、高度化に対応できる人材の育成を図るとともに、組織の活性化と強化が必要です。

また、健全かつ適正な業務運営を図るため、コンプライアンスの徹底、情報管理・危機管理等の内部統制、検査体制のより一層の充実、さらに、次期基幹共同システム(COMMONシステム)への確実な移行を実現すべく、業務運営や事務取扱の見直し等に職員一丸となって取り組む必要があります。

(1)組織の活性化と強化

①組織体制の整備

現状の組織の課題や問題点を抽出・把握し、今後の協会運営を考えた合理的・効率的な組織体制を検討します。また、育児・介護休業の取得を含め、職員が働きやすく、活躍しやすい職場環境を整え、労働生産性を向上させます。

②組織体制の維持

長期的な視点で計画的に職員を採用していくために、採用活動の充実を図ります。また、定年退職後の雇用のあり方や、若手職員への技能伝承の方法を検討し、組織力の維持・強化を図ります。

③次期基幹共同システム(COMMONシステム)移行への対応

次期基幹共同システム(COMMONシステム)への確実な移行を実現すべく、組織を挙げて取り組みます。また、地方自治体や金融機関等の関係機関へは、移行後の業務運営や事務取扱の見直し等を丁寧に説明し、相互の業務に支障が生じないように努めます。

(2)人材育成による組織力の強化と職員の資質向上

①職員研修の充実

中小企業者の抱える課題解決に向けた助言・提案が行える人材を育成するため、中小企業診断士の資格取得を支援します。また、連合会主催の階層別・課題別研修や、関係機関が開催する研修等への積極的な参加により、専門的知識の習得やコミュニケーション能力の向上を図ります。

若手職員については、内部研修やOJTを強化することで、早期のレベルアップを図ります。

②ワークライフバランスの推進

働き方改革により、積極的な年次休暇の取得を促すことで、仕事と生活に調和とメリハリのある時間の活用を推進し、職員一人ひとりが柔軟で豊かな発想力を高めることを目指します。また、フィランソロピー活動等への参加を奨励し、平時から社会人として地域社会に根ざし地域に貢献できる人材の育成に努めます。

(3)コンプライアンスの徹底

①コンプライアンス体制の充実・強化

公的機関である信用保証協会の社会的使命を果たすため、毎年策定する「コンプライアンス・プログラム」に基づき、引き続きコンプライアンス関連の全体研修や部署別研修を実施し、規程やコンプライアンスマニュアル等の周知徹底を図ります。また、コンプライアンス・チェックシートによる意識調査分析を行い、より一層のコンプライアンス体制の充実・強化に努め、コンプライアンスを重視した職務遂行を徹底します。

②反社会的勢力の排除

反社会的勢力等に対しては、岡山県警察本部、岡山県暴力追放運動推進センターや金融機関等と連携し、組織的に一切の関係遮断に取り組みます。

③各種情報の適切な管理

顧客情報や個人情報を含む機密情報の保護、不正利用の防止、情報漏えい防止を図るため、データ取扱状況の点検・監査を継続的に実施し、情報の適切な管理を図ります。

(4)危機管理体制の強化

自然災害や感染病の発生等の緊急時に備え、事業継続計画をより実効性のあるものとするため、平時から研修や訓練を実施することにより、非常時でも業務運営に支障をきたすことがないよう、危機管理体制を強化します。

また、COMMONシステムへの移行に伴い、COMMONシステム共同版「事業継続計画」(BCP)の策定に取り組み、緊急事態や被災した場合においても業務を継続するための対策を講じ、顧客である中小企業者や金融機関に与える影響を最小限に留めます。

事業計画

(単位:百万円、%)

項目	令和2年度	前年実績比
保証承諾	92,409	96.3
保証債務残高	250,243	96.3
代位弁済	4,200	98.6
求償権回収	1,061	109.0

2020年６月発行
岡山県信用保証協会　総務企画部　企画情報課

〒700-8732
岡山市北区野田二丁目12番23号
TEL　086-243-1121
https://okayama-cgc.or.jp/

事業所のご案内

津　山　支　所

〒708-8691
津山市大手町3番の4
TEL 0868-22-7276　FAX 0868-24-4471

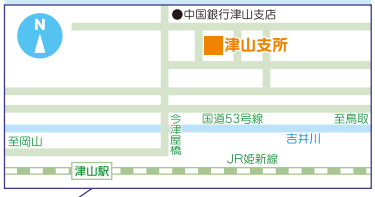

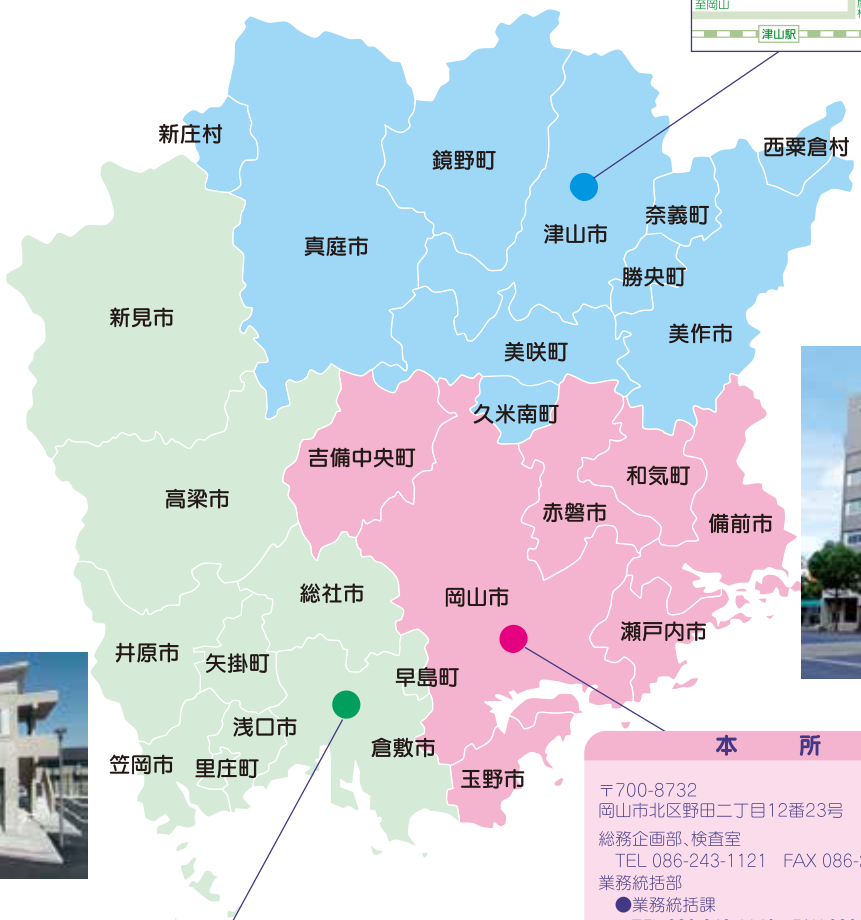

倉　敷　支　所

〒710-8691
倉敷市大島54番地2
TEL 086-425-3103　FAX 086-426-6763

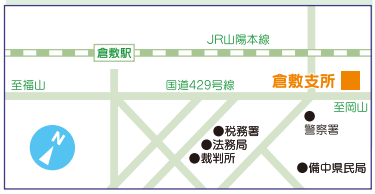

本　　所

〒700-8732
岡山市北区野田二丁目12番23号

総務企画部、検査室
TEL 086-243-1121　FAX 086-244-3823
業務統括部
●業務統括課
TEL 086-243-1140　FAX 086-244-3807
●管理統括課
TEL 086-243-1123　FAX 086-244-3807
●創業・経営支援統括課
TEL 086-243-1124　FAX 086-244-3807
保証経営支援部
●保証事務課
●保証経営支援一課
●保証経営支援二課
TEL 086-243-1122　FAX 086-244-3896

さにまるくん

岡山県信用保証協会協会イメージキャラクター
「さにまるくん」

晴れの国岡山県の太陽から生まれた「さにまるくん」。
●名前の由来は英語の Sunny。
●顔は、岡山県の形であるとともに、太陽の炎をモチーフにしています。
●岡山県信用保証協会のイメージカラーであるブルーのマントをつけています。

VEGETABLE OIL INK